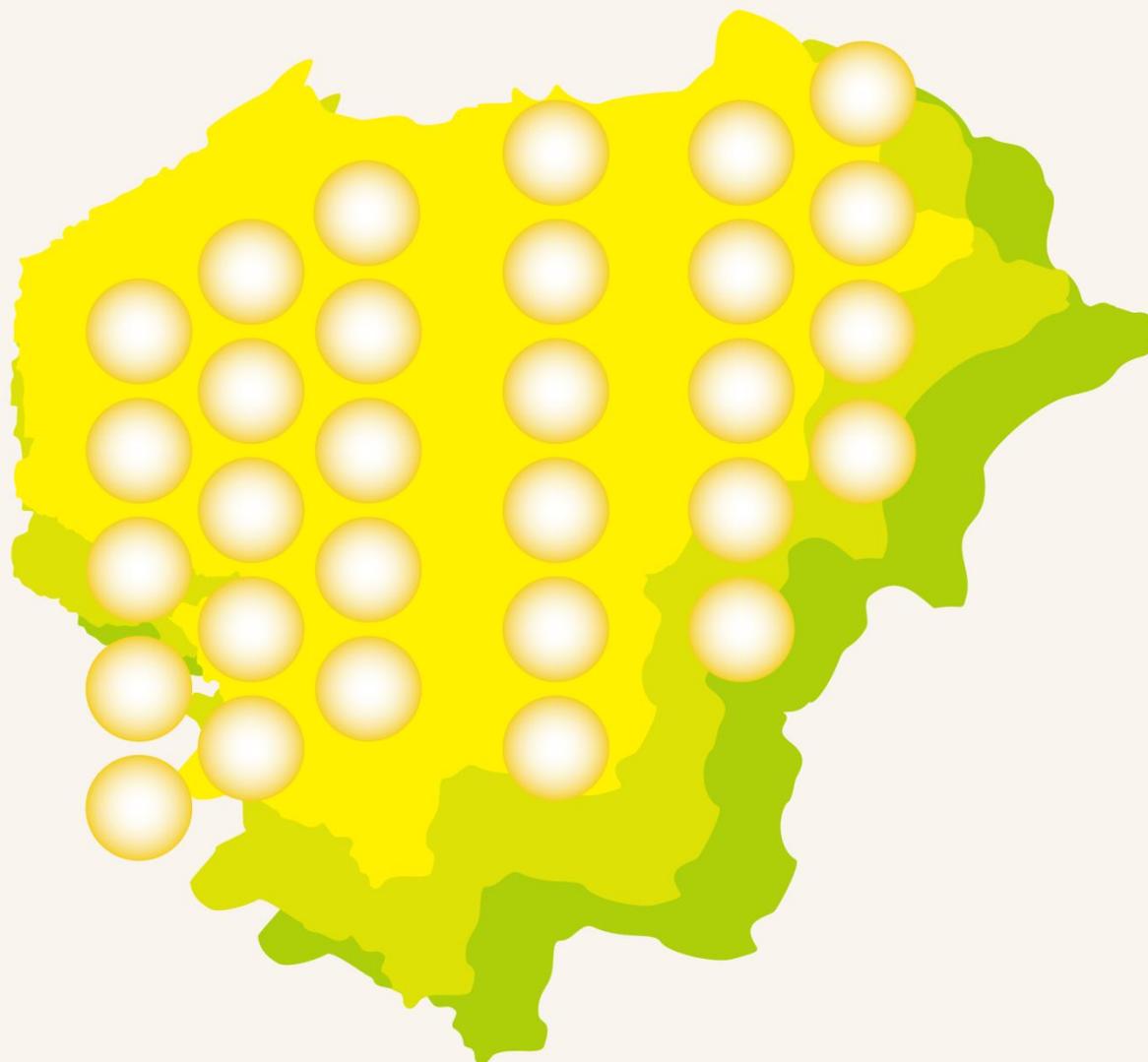


向こう三軒両隣 しあわせ笑顔の山都町

第2期 山都町地域福祉活動計画



平成27年3月

社会福祉法人 山都町社会福祉協議会

第2期 山都町地域福祉活動計画

山都町社会福祉協議会では平成 21 年度に、社協の行動計画となる地域福祉活動計画を策定。

策定後 5 年を経過し、第 1 期での 5 年間の取り組みの振り返り・評価と社会・地域状況の推移を踏まえ第 2 期計画を策定する。

心のふれあう福祉をめざして

社会福祉協議会の活動の理念は、地域密着の向こう三軒両隣の共助の精神です。

山都町は、合併して、漸く十年を経ました。広大な面積ですが、地域内での住民同士の結びつきは、非常に緊密で、助けあいの気持ちは、地方ならではのものがあります。

高齢化、少子化が進む典型的な過疎の山都町ですが、地域福祉に、役割りを発揮する社会福祉協議会の存在は、益々高く評価され、頼りにされるものです。

複雑になっている今日の社会環境にあって、公益的役割を全うするため、社会福祉協議会の組織自体も、実にその力量を発揮すべく役職員、スクラムを組み、チームとして、会員である町民のニーズに応じていかねばなりません。

平成 27 年度を初年度とする、向う 5 年間の第 2 期の山都町社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定いたしました。

これは、前述の社会福祉協議会の基本的な活動理念等をあきらかにして、公助・共助・自助の連携により心のふれあう福祉社会を築くために、策定したものです。

町民の皆様は、社協の会員でもあります。この計画のもと、益々、社協活動に御理解が深まり、御協力が高まりますことを願っています。

最後になりましたが、計画策定にあたって、計画策定委員をはじめ、これまでの社協活動にご参加・ご協力いただいた多くに皆様に感謝申し上げます

山都町社会福祉協議会

会長 甲斐 利幸



第 2 期地域福祉活動計画策定を終えて、今後へ

今、山都町では人口減少と高齢化が著しく進み、高齢化率（65歳以上の人の割合）では、県下で2番目に高い42.3%（平成25年10月1日現在）となっています。

また、大規模自然災害や、経済的な生活課題なども、近年、とくに対応が必要な課題となってきています。

このように少子高齢化が進むなか平成22年3月に、地域での支え合いを進める社会福祉協議会の計画として、第1期山都町地域福祉活動計画を策定し、その後の取り組みの指針としてきました。

この5年間で、30地区の各福祉会の活動状況の情報交換や相互研修をはじめ、防災見守りマップの作成などをおして防災や日頃の見守り活動など、さらには、健康づくりの取り組みや生活支援サービスの検討など、それぞれに工夫された活動につながっています。

今回、この5年間の取り組みを振り返るとともに、一層の支え合い活動に向けた新しい工夫を、第2期山都町地域福祉活動計画として策定しました。

私達に今できる事は何なのか？第2期では、福祉委員や地区福祉会の取り組みはもとより、地域の課題に対応するため行政・関係機関との一層の連携についても検討しています。

この5年間の成果と反省をふまえ、行政、社協、住民が、三位一体になった取り組みを進めていくものです。

そして、私達策定委員も、地域の人材や各種団体の活動、地区福祉会とが互いに連携・協働していくために役割を果たしていきたいと考えます。

計画策定委員長

下田 省三



1. 山都町における地域福祉の経緯

昭和60年代～
矢部 15 地区社協、
福祉委員

清和6つの地域福祉
を支える会

蘇陽での健康ムラ長

平成12年、社会福祉
法に地域福祉計画が位
置づけられた

平成17年新町発足に
伴い山都町社協設立

平成19年度熊本県
上益城振興局が主催
した平成19年度の
「地域福祉塾 in 山都」

平成20年度には計画
策定の一環として、矢
部、清和福祉委員の研
修や蘇陽地区民生委
員・児童委員座談会を
開催

21年度は地区別の住民ワーク
ショップを行い計画策定

住民の声・アイデアを収集

矢部5地区、清和6地区、蘇陽2
地区

策定委員会にて検討し計画策定



- ・ 新町の発足
- ・ 人口構成の高齢化の一層の進行
- ・ 障がい者、子育て支援に一層の地域の役割の高まり



平成22年度～平成26年度までの5年間の取り組み(抜粋)

30地区社協長等研修会(例年)



30地区地区懇談会(例年)



蘇陽地区自治振興会
健康福祉部の立ち上げ

30地区社協長等研修・情報交換



福祉委員研修

推進委員会での
毎年度の評価



平成26年度
第2期計画策定

計画期間平成27
～平成31年度

山都町老人福
祉計画と連携
した計画検討

近年の社会・地域状況の推移

- ・災害の多発に備えた災害時要援護者の避難支援と普段の見守り
- ・経済困窮をはじめ複合的な課題を抱える世帯・人への総合的な対応
- ・人口減少、世帯数減少への対応
- ・介護保険法制度の見直し

第2期 山都町地域福祉活動計画

目次

第1章 計画の目的と位置づけ	
1. 地域福祉活動計画の位置づけ	2
2. 計画の進め方	4
第2章 これまでの取り組みの評価と現状の課題と可能性	
1. 地域福祉関連の主な取り組み概要	6
2. 第1期での新しい取り組み	8
3. 第2期での主要検討事項の整理（第2期での計画のポイント）	14
第3章 計画の理念と展開	
1. 山都町社協の理念	18
2. 第2期での主要事項（行政・関係機関との一層の連携のなかで）	20
3. 進捗状況の管理	30
第4章 施策別計画	
1. 施策の体系	32
2. 施策別計画	34
資料編	
第2期計画に関わる統計資料	54

計画の目的と位置づけ

1. 地域福祉活動計画の位置づけ

社会福祉法での社協の位置づけ（第109条）

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

●地域福祉とは

福祉の制度や福祉施設での福祉だけでなく、地域での支え合いや地域人材・資源を生かした新しい福祉サービスの工夫等によって、誰もが安心充実して暮らせることを進めるものである。

●地域福祉推進の位置づけ

平成12年社会福祉法の改正で、市町村に地域福祉計画策定が位置づけられ、県内では平成14年度から策定が行われている。

●地域福祉推進の背景

従来の高齢者、障がい者福祉等の枠を越えて、地域での支え合いが重要になったことを背景としている。高齢化によって増大するニーズに対して、制度や施設だけでなく地域での支え合いや創意工夫によつての対応が期待されている。

●社会福祉協議会の位置づけ

住民の地域支え合い活動や意識づくり・人材育成が地域福祉推進に重要である。

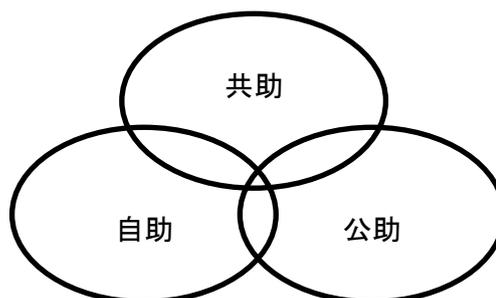
社会福祉協議会は、社会福祉法において、住民活動の支援にあたる役割が位置づけられている。活動計画において、地域福祉推進にあたっての社協の役割を改めて位置づけ、今後の取り組みの指針とする。

地域福祉を必要と近年の状況

少子高齢化、過疎化
老々介護、認々介護
高齢者虐待、子どもの虐待、
家庭内暴力（DV等）
買い物難民
近隣関係の弱まり
生活困窮の広がり
自殺の多さ、精神うつ等
子どもの安全安心
大規模災害の多発

地域福祉

地域の持つ福祉資源（施設や人材等）を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくり
（自助・共助・公助の相互補完）



全国社会福祉協議会指針

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、社会福祉活動、社会福祉事業を運営する者が、相互協力して策定する地域福祉推進を目的とする民間の活動・行動計画



老人福祉計画策定部会

●地域福祉活動計画の目的

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の今後のあり方や事業内容の検討等を行う計画である。

地域福祉を具体的に進めるための方策を定める。

とくに、住民地域福祉活動推進と、社協自身の体制強化方策を明らかにするものである。

●町との協働

山都町では、行政計画として地域福祉計画を策定されており、社会福祉協議会との協働した地域福祉推進を掲げている。

活動計画では、社協の果たす役割を、地域福祉計画をふまえ整理する。

とくに、山都町では平成26年度に老人福祉計画・介護保険計画を策定しており、その計画策定と連動した計画検討を進めた。

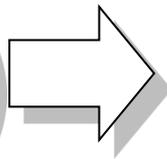
●第1期の成果と反省をもとに

第1期計画を策定し、各種取り組みを行ってきた。その評価をもとに見直しを行う。

行政でも民間事業所でもない
社協の立場

公益的役割を発揮する社協

なぜ社協に
会費をはらうの？
なぜ社協が
役場からの委託を
うけるの？



住民に
身近な
社協の
役割発揮

だから社協に！
会費を払う！
だから社協が！
委託を受ける！

地域福祉活動計画で
基本姿勢や方針の検討

2. 計画の進め方

●町行政との一層の連携による推進

今回見直しにあたって、とくに山都町老人福祉計画策定との調整・連携を行っている。今後とも、町担当課と一層連携し地域福祉を進めていく。

●5年間の計画

平成26年度に策定を行い、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とする。

ただし、本計画と密接な山都町老人福祉計画が平成29年度に見直しが行われることから、それと連携した見直しを行う。

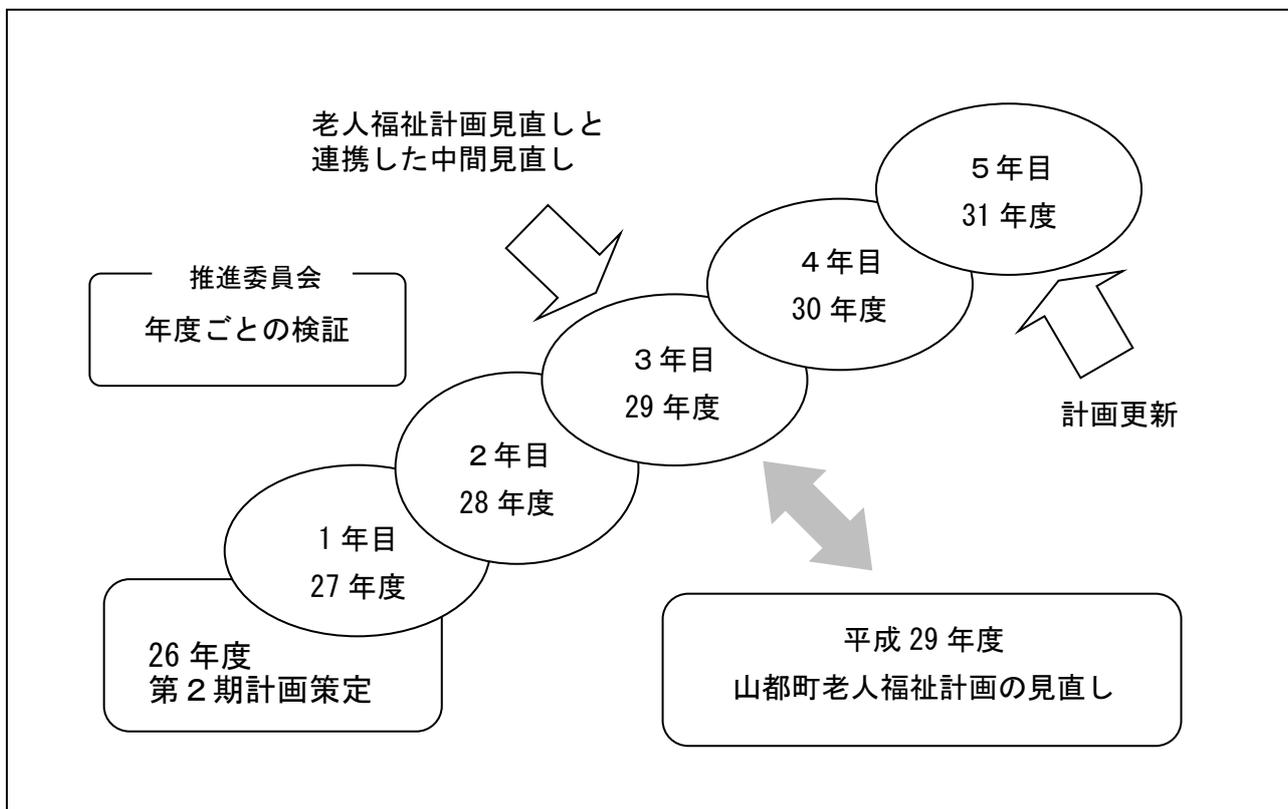


推進委員会

●年度ごとの検証・評価反映

日常的な業務点検を集約したうえで毎年度の取り組みを検証し、次年度の事業に反映させる。

策定後は第1期から行っている推進委員会に、毎年度の評価・次年度の取り組み等に意見をうかがう。



これまでの取り組みの評価と現状の課題と可能性

1. 地域福祉関連の主な取り組み概要

第1期計画策定後、社協として地域福祉に取り組んできた主な事業の整理を行った。

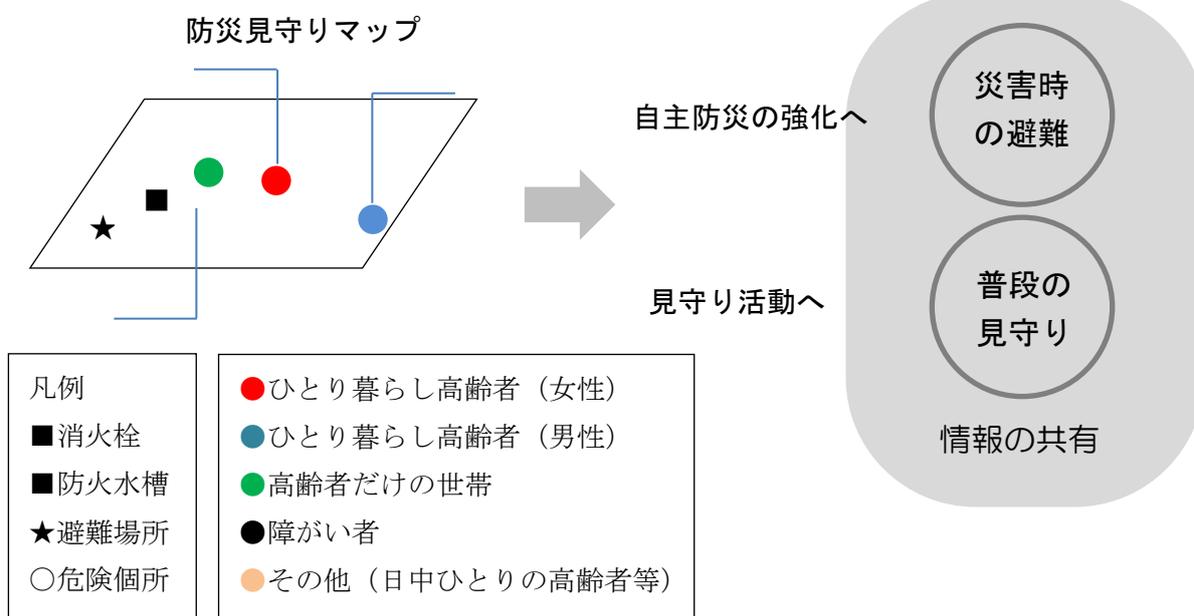
	22年度	23年度	24年度
地区社協等 交流研修	30地区社協長等の、 情報交換会を21年度 に引き続き開催	30地区社協長等の、情 報交換会	30地区社協長等の、情報交換会
矢部地区で の取り組み	社協事業の説明で地区 懇談会を実施	日赤の災害時支援セミナーを受講する内容で地区 懇談会を実施 浜A地区では、避難宿泊 体験を実施	御岳東部では講師をまねいて研修 とワークショップを実施 社協長と民生委員・児童委員役員 との合同研修会を実施 15地区を3グループに分け代表 者を決め連絡会を設置 先進地視察研修を実施
清和地区で の取り組み	6つの地区で地区懇談 会	緊急連絡票をテーマに地 区懇談会	支える会会長の先進地視察研修を 実施
蘇陽地区で の取り組み	社協の事業制度につい て9つの自治振興区単 位で地区懇談会を開催	9地区地区懇談会にて、 講師をまねいての研修と 福祉部立ち上げに関する ワークショップ開催 花上、長谷で自主的に見 守りマップ作成	健康福祉部立ち上げに向けて馬見 原、長谷、花上の3地区でワーク ショップ開催（各3回） 
人材育成・ 情報発信	熊本学園大から講師を 招き福祉委員研修 評議員研修会として地 域福祉フォーラムへ参 加	社会福祉士を招き福祉委 員研修 評議員研修会として地域 福祉フォーラムへ参加	上天草市社協から講師を招き福祉 委員研修 評議員研修会として地域福祉フォ ーラムへ参加

25年度	26年度	評価と今後への課題
<p>情報交換会の実施</p> <p>30地区合同で宿泊研修として和水町・山鹿市の先行事例を研修</p>	<p>情報交換会</p> <p>30地区合同宿泊研修で人吉市の事例を研修</p>	<p>情報交換会、合同施設研修が定着し、情報交換・人材交流により各地区の励みとなっている</p>
<p>御岳東部では講師をまねき研修の後防災見守りマップ作成</p> <p>社協長と民生委員・児童委員役員、福祉委員代表との合同研修を実施</p> <p>他地区でも地区懇談会で防災見守りマップ作成</p>	<p>地区懇談会で防災見守りマップの更新およびより詳細な住宅地図での作成</p> <p>社協長と民生委員・児童委員役員、福祉委員代表との合同研修を実施</p> <p>白糸第1での自主的な人材養成講座の開催を支援</p> <p>浜A地区で避難訓練（県社協補助事業）</p>	<p>社協事業の説明だけでなく、講師による研修やワークショップ、防災見守りマップ作成など、地域住民の主体的な動きにつながってきている</p>
<p>地区懇談会で見守りに関するワークショップ開催</p> <p>小峰、西木で防災見守りマップ作成を支援</p>	<p>全地区での防災見守りマップの作成</p> <p>小峰、西木では更新</p> <p>支える会会長と民生委員・児童委員との合同研修</p>	<div data-bbox="1035 927 1489 1263" data-label="Image"> </div> <p>防災見守りマップ</p>
<p>24年度に引き続き残り6地区で座談会開催。</p> <p>上差尾を除く8地区で福祉部発足。あわせて防災見守りマップ作成</p>	<p>地区懇談会時に地域福祉に関する研修と防災見守りマップの更新</p> <p>福祉部長と民生委員・児童委員との合同研修</p>	<p>健康生活部が発足し、地域で福祉に取り組む仕組みが形づくられた</p> <p>今後は福祉委員としての普段の見守りなどの充実が望まれる</p>
<p>熊本学園大から講師を招き福祉委員研修</p> <p>評議員研修会として地域福祉フォーラムへ参加</p>	<p>福祉委員研修に菊池市社協から講師を招き研修</p> <p>社協役員・評議員研修でワークショップを実施</p> <p>社協ホームページの立ち上げ</p>	<p>社協役員・評議員のワークショップを行ったことでより有効な研修が出来た</p>

2. 第1期での新しい取り組み

26年度地区懇談会(防災見守りマップ作成・更新)

地域の住宅地図をもとに、災害履歴や消火栓、防火水槽の位置を確認。さらに、災害時に避難の支援が必要と考えられる高齢者等を確認する防災見守りマップの作成を行った。



●その後の、独自の取り組み

御岳東部や清和では追加の作業を実施された。



小集落や隣保班での確認



自主防災整備と合わせ
災害時避難の体制固め

地域包括ケア
との連携

課題の気づき
と支援へのつ
なぎ方の整備

日常の見守り
活動の充実

(開催 30ヶ所 実 546人)

地区名	開催日			参加人数	意見や内容等(例示)
	6月	7月	8月		
御岳東部		24日		30	各集落で再度顔を合わせて検討する
御岳西部			8日	14	個人情報だが助けるための情報。ただし配慮は必要
白糸第一		29日		25	まずは各公民館へ避難、その後まとまって小学校跡へ
白糸第二			29日	10	困などひとり暮らしの家が離れている。一度集まって話をする
白糸第三			19日	14	夜中には動かない方がいい。事前避難が大事
下矢部東部			6日	22	今後、集落ごとに詳しく作成する。公民館に貼っておく
下矢部西部		18日		20	ひとり暮らしになっても地域で暮らせるようにしていきたい
中島西部			27日	16	集落ごとの地図を使ったので具体的な把握ができた
中島東部			20日	28	マップを区や班ごとの見守りにつなげる
中島南部			25日	15	マップに助けに行ける人を記入したらわかりやすい
下名連石		31日		9	組長会議を巻き込んで進めていく
御所			1日	18	割と家屋がまとまっているから対応しやすい
浜町 C		25日		18	隣保館との連携が必要。今度、地区ごとで実施
浜町 B		16日		27	戸数の多いところは組で対応していく必要がある
浜町 A		14日		22	もっと細かく話し合う必要がある
清和		17日		27	集落ごとで話し合う必要がある
朝日		28日		14	川が近いので豪雨に注意。公民館の場所も危ない
清北		29日		17	シールを貼ることで範囲が広いこと、高齢者が多いことが分かった
小峰		30日		21	改めて書き込むと気づくことがある
西木		24日		11	公民館に貼っておいてサロンの時にみんなで見る
緑川			22日	14	このようなことはぜひ続けたい。みなにも参加して欲しい
馬見原	10日			12	空き家が増えていることが分かった
大野	16日			13	認知症の勉強会を開催したい
菅尾	18日			20	役員会で自主防災の事を話している。今後連携
二瀬本	30日			22	マップを医療のほうにも生かしていきたい(蘇陽病院院長)
花上	23日			7	携帯電話での119番通報は延岡につながる場合もある
橘	26日			30	介護保険利用を勧めたい人がいるが、どのように話したらよいだろう?
東竹原		8日		24	隣接する高森町の集落も一緒に避難の事を考えたい
長谷		2日		13	消火栓・防火水槽などもマップに記入していく
上差尾		4日		13	自主防災とで避難誘導などを考えていく

各地区での特徴的な取り組み(例示)

●蘇陽地区での福祉に取り組む仕組みの設立

矢部での地区社協、清和での地域福祉を支える会に相当する組織がなかった蘇陽で、福祉に取り組む自治振興会内福祉部の立ち上げが行われた。



●島木の店（中島南部地区）



J A委託店の閉鎖により、地域の物販店がなくなることに対し、地元でアンケートを実施し継続が望まれたことから、存続のため各世帯の出資により営業継続を行っている。

●女性部丸ごと福祉協力員（下矢部東部地区社協）



地域の女性部を地区社協の協力メンバーとすることで、幅広い福祉の取り組みを進めようとしている。

●健康づくり推進（下矢部西部地区社協）



名物料理・特産品開発の検討
(生きがいと健康づくりと組み合わせる)



移動販売とコミュニティカフェの組み合わせ

県の補助事業を活用しながら、各集落の公民館での健康教室と移動販売車の立ち寄りを組み合わせるなどの取り組みが行われている。

●白糸第3（津留地区）



高齢化率が87.5%と町内で最も高い地区であるが、そのため自分達での健康維持などに意識が高く、大雨時の事前避難なども徹底されている。

●見守り隊、防災訓練（浜A地区社協）

県社協の事業を活用し防災をテーマに学習会、防災訓練をされている。



●地域サポーター自主養成（白糸第1地区社協）



今後はより一層の支え合い活動が必要と考えられ、有償ボランティアを含めた支え合いのためのサポーター養成に自主的に取り組まれている。

●災害時要援護者避難支援（西木支える会）

防災見守りマップを先んじて作成されるとともに、災害時の避難支援の体制づくりを検討中である。



木原谷		
●一人暮らし (車がない) 渡辺〇〇〇 原田〇〇〇 今村〇〇	●注意 声かけ 高齢者世帯 渡辺〇〇〇 原田〇〇〇 香木〇〇 今村〇〇〇 山本〇〇	●昼間独居 原田〇〇 渡和〇〇 原田〇〇〇 原田〇〇 今村〇〇・〇〇
●助けに行ける人・避難できる人 渡辺〇〇 渡辺〇〇 渡辺〇〇 渡辺〇〇 原田〇〇 上田〇〇 渡辺〇〇		
小中竹		
●一人暮らし (車がない) 佐藤 〇 佐藤 〇〇〇	●注意 声かけ 高齢者世帯 佐藤〇〇・〇〇 荒牧〇〇	●昼間独居
●助けに行ける人・避難できる人 荒牧〇〇 荒牧〇〇 佐藤〇〇		

●福祉委員独自の研修（清和地域福祉を支える会）

福祉委員の研修を独自に行い、救急法の研修や福祉施設の視察などを行っている。

●福祉祭りの開催

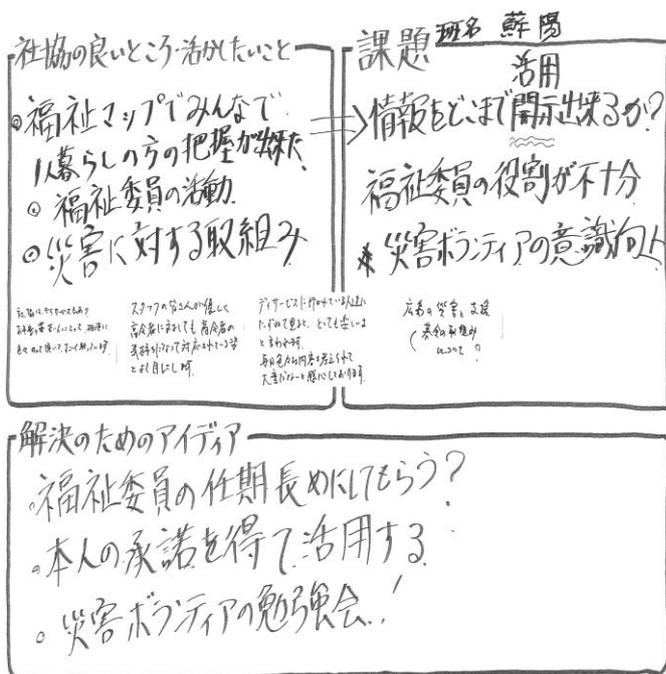
寸劇を使った認知症についての勉強会や世代間交流などを行い、蘇陽、清和、矢部の交流の場となっている。



社協全体での特徴的な取り組み(例示)

●平成 26 年度役員・評議員研修会

この間地域福祉トップセミナー等への参加などの研修を行ってきたが、平成 26 年度には、地域福祉に関するスライド研修と矢部、清和、蘇陽に分かれワークショップを行った。



<p>山都町社協の良いところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近、行政と社協が一緒になって行動されて来ている所が良いと思います ・地域の会合に参加されて良いと思います ・災害マップ作りをしたり、高齢者（一人暮らし）等、把握されている ・福祉マップでみんなで一人暮らしの方の把握が出来た ・福祉委員の活動 ・災害に対する取り組み 	<p>山都町社協の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだ社協を理解していない人が多い。 ・会報「かたくり」を苦心して年 4 回発行されているが、内容がマンネリ化して来ているようで一考して下さい ・社協会費を集めるのが大ごと！（社協の役割を啓発する必要がある） ・情報をどこまで活用出来るか？福祉委員の役割が不十分。災害ボランティアの意識向上
<p>解決のアイデア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組単位の活動を考えたらどうか ・参加費 100 円などでサロン ・有償ボランティア、手伝いの人には日当 ・マチ部とそうじゃないところのちがいが！地区の特色を生かした身の丈にあった福祉活動を ・会費について、払いっぱなしという感想を持っている人達に対して説明をしっかりと出来るようになる（集金をする人など）。地元還元、自分達に戻ってくることを伝える ・「支える会」の名称でなく「地区社協」？「支えあう会」「〇〇地区福祉会」 ・行政と社協との一層の連携。行政、各組織との連携が必要。行政・社協一体化。地区懇談会に行政も参加し、情報共有して欲しい ・福祉委員の任期長めにしてもらおう？ ・本人の承諾を得て見守りマップを活用する ・災害ボランティアの勉強会 	

3. 第2期での主要検討事項の整理（第2期での計画のポイント）

区分	項目	内容
この間の取り組みから	地区社協、支える会、健康生活部等の名称の統一	30 地区社協長等といった呼び方を現在までしており、名称の統一も考える必要がある
	福祉委員の位置づけ活動内容等の3 地域での整合と活動の充実	矢部、清和、蘇陽のそれぞれで福祉委員の活動内容に幅があり、ある程度統一した役割の明記が必要
	地区社協、地域福祉を支える会等と自治振興会との関係の整理	とくに清和では6つの支える会に対し、4つの自治振興会であり、相互の役割分担や連携が望まれる
	地区組織活動の充実支援	健康と生きがいづくり事業、福祉祭り等に取り組んでおられるが、防災見守りマップ作製をきっかけに、今後の活動充実が望まれる
	基本的に社協の役割の周知・理解・協力を得ていくこと	社協役員研修でも、社協の周知の必要性が意見として出されている。会費や寄付金にあたっての社協の役割を住民に伝えていく必要がある
町（行政）との一層の連携の観点から	介護保険法の改正への対応	要支援1・2が地域支援事業へ移行等、多様な生活支援サービスを地域の状況に応じて進めていく必要がある
	地域包括ケアシステムへの貢献	施設入所にできるだけ依存しない介護・医療・予防の連携システムと地域での多様な支え合いが求められている
	住民参加型生活支援サービスの人材育成・仕組みづくり	多様な支え合いの一環として、一部有償を組み込んだ生活支援の仕組みが必要となっている
地域・社会状況から	高齢化率50%超など高齢化率の高い地区での生活支援	買い物支援や移動手手段の確保 生活支援ハウス等の居住環境支援
	災害時避難行動要援護者支援	大規模災害の多発や高齢者の増加を背景に、災害時での要支援体制の充実が必要
	生活困窮世帯等の複合的課題に対する発見と支援	生活困窮や障がい等の複合的な課題を抱える困難事例の発見・対応が必要
	子育て支援	少子化が進む中、本町の自然や人間関係をいかした子育て支援が望まれる
社協体制の強化から	活動の見直し	花高原・柏老人福祉センター、よろずや蘇陽支所での通所介護、福祉相談所開設の継続 清和地区でのふれあい弁当配布等

検討（案）	備考
<ul style="list-style-type: none"> 正式名称は現在のままとし、30 地区社協長等ではなく、総称して「〇〇地区福祉会」とする 	
<ul style="list-style-type: none"> 各地区の自主的な活動とするが、基本的事項を伝える活動手引きの更新。冊子形式での編集配付。研修時の確認 福祉委員であることの名札カードの作成配布。任期を 2 年とするなど統一する 	
<ul style="list-style-type: none"> 社協の位置付けと町の位置付けの違い 清和地区 6 つの支える会を 4 つにするか検討 他地区においても連携が必要 	
<ul style="list-style-type: none"> 防災見守りマップからの展開。日常の見守りの充実と地域でできる生活支援（おたがいさま活動）の推進 活動事例集の作成 	
<ul style="list-style-type: none"> 例年の地区懇談会の開催継続 若い世代への支え合い意識の啓発 	
<ul style="list-style-type: none"> 町の計画に対応し連携した取り組みが必要 	
<ul style="list-style-type: none"> 防災見守りマップの年 1 回の更新での見守り意識の徹底と専門機関へのつなぎや地域での支え合の工夫支援等 平成 27 年度から町で配置予定の生活支援コーディネーターとの連携の仕方 	町の老人福祉計画との連携と調整
<ul style="list-style-type: none"> 白糸第 1 地区でのサポーター養成など、地域での有償ボランティアの仕組みを含めた、住民参加型生活支援等のより一層の支え合いの仕組みづくり（他事例の研修、モデル試行での検討等） 社協としての独自の事業の検討 	
<ul style="list-style-type: none"> 防災見守りマップの更新と、見守りネットワークと連動した地域での避難支援の取り組みの支援 	
<ul style="list-style-type: none"> 見守りマップ作成の中で課題をもつ世帯の把握と、専門機関へのつなぎ 地域でできる支援、見守りの推進（民生委員・児童委員、福祉委員、近隣住民等） 生活困窮者自立支援法施行に伴う相談支援機関と生活福祉資金の活用 	町の関連計画・事業との連携
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校での故郷を意識する福祉教育 周辺地域の特性や人材をいかした「つどいの広場」、へき地保育所の運営 	
<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果と社協の経営の安定の両面から見直しを検討 	



町の老人福祉計画策定部会
に社協も参加



山都町介護予防・生活支援サポーター養成講座

計画の理念と展開

1. 山都町社協の理念

●基本目標（スローガン）

過疎化・高齢化が進むなかでも住み馴れて愛着のある山都町で安心して暮らせることを目標とし、第1期と同じく次のスローガンをかかげる。

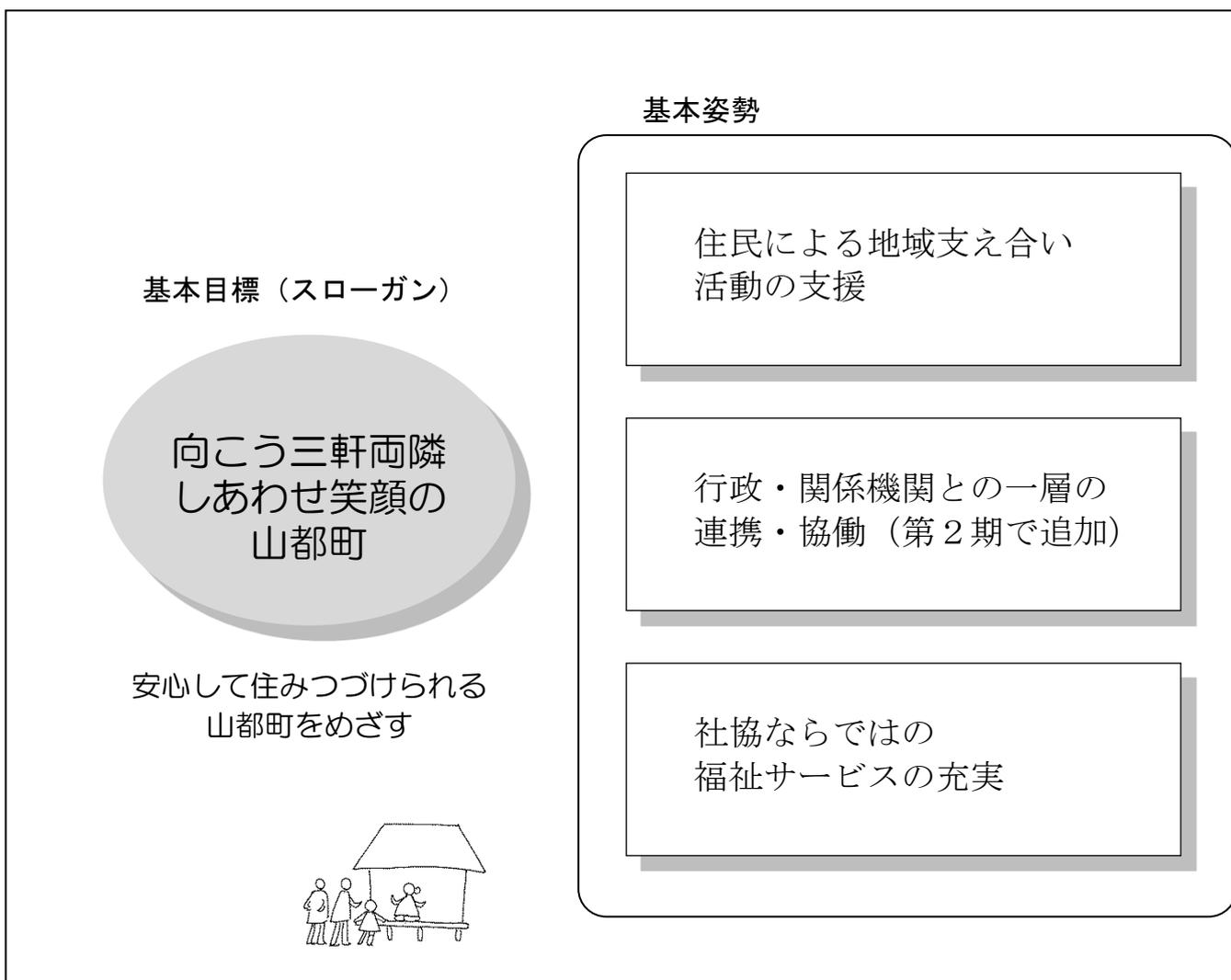
「向こう三軒両隣 しあわせ笑顔の 山都町」

●基本姿勢

住民の安全安心な暮らしのための総合的な支援に役割を果たすことを基本姿勢とする。

そのため、住民による地域支え合い活動の支援と社協ならではの福祉サービスの充実を進めていく。

さらに、第2期では、町の老人福祉計画で計画されている本町の高齢化への対応と連携するなど、より充実した支え合い活動のため、行政・関係機関との一層の連携を進める。



●第2期での主要事項

30地区で行われた地区での福祉組織の整備や防災見守りマップ作成など第1期の成果を踏まえ、より一層の支え合いを進めるための主要事項を定める。

とくに、町行政や関係機関と連携・協働することで取り組みの推進が必要な事項である。

●施策別計画

第1期でまとめている施策ごとの展開をもとに、その後の状況を踏まえ、施策の追加・削除、内容の修正・補足を行う

第2期での主要事項

- 防災見守りマップからの支え合い活動の広がり
- 福祉事業所の地域との関係づくり
- 地域包括ケアシステムへの社協としての役割
- 住民参加型生活支援の仕組み
- 山間部等での生活支援と活性化
(今後の検討事項)
- 地域住民との直接のつながりをいかした社協の役割発揮

施策別計画 (第4章)

1. 地域福祉活動の推進



2. 在宅福祉サービス事業の適正な経営



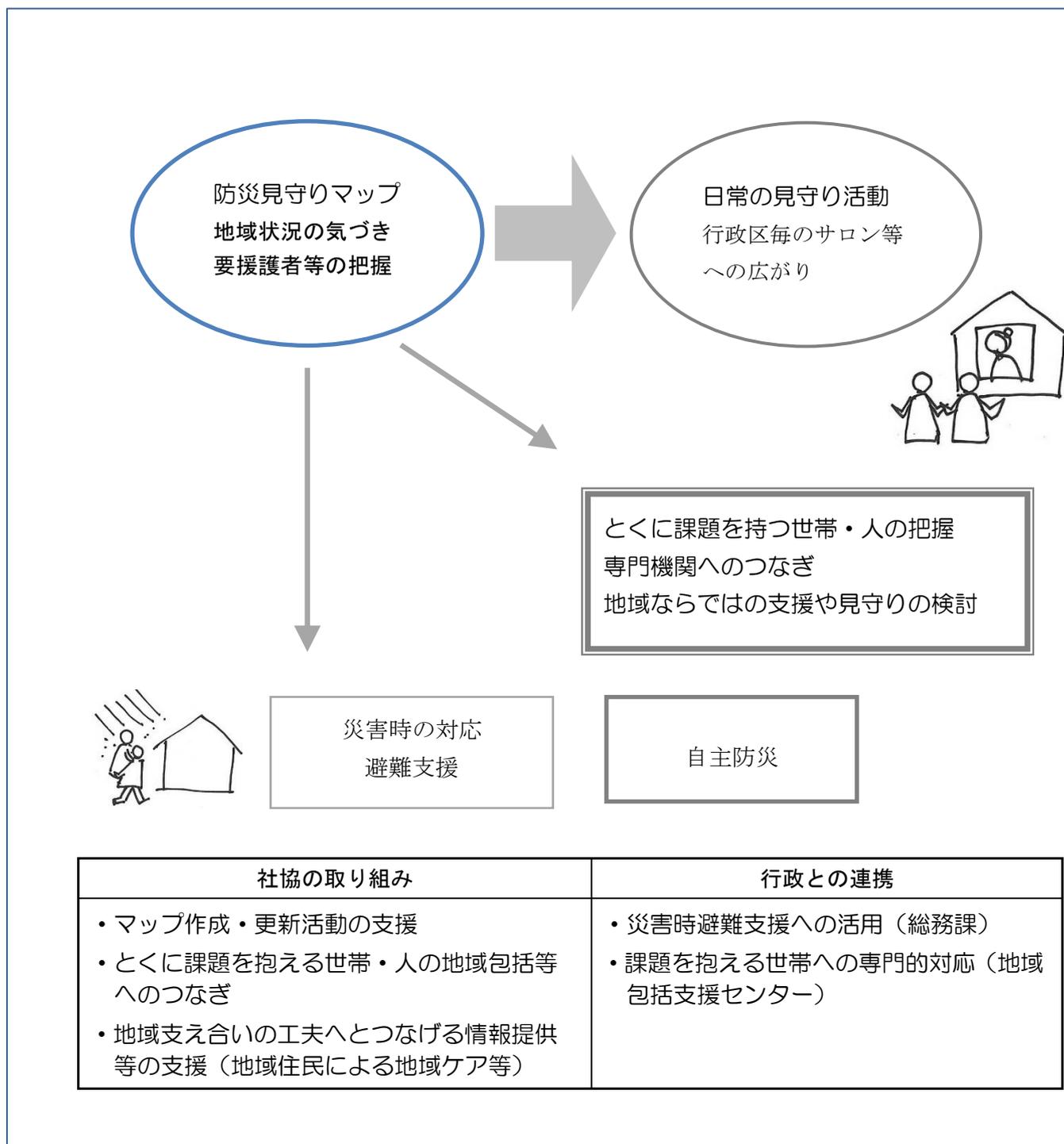
3. 社協組織・活動体制の確立及び経営強化・財源確保



2. 第2期での主要事項（行政・関係機関との一層の連携のなかで）

●防災見守りマップからの支え合い活動の広がり

平成25年から防災見守りマップ作成と更新を進めている。
見守りの必要な人の把握やその必要性への理解は深まっている。
今後は、とくに課題を抱える世帯・人について、社協や地域包括支援センター等につなぎを行う必要がある。



また、専門的なケアだけでなく、課題を抱える世帯に対して、民生委員・児童委員、近隣福祉委員等を交えた地域ならではのケア・支援を考えるなどにつなげていく。



近隣での支え合いの工夫

- ・ひとり暮らし高齢者や障がいのある方などに、日頃の目配り・気配りを行っていく
(その人の状況に応じた関わり方の工夫)
- ・公民館を使った集りなどのサロンの取り組みなど、各地区でできる住民交流など地域の支え合い活動につなげる



専門機関へのつなぎ

- ・なんらかの事情で介護や障がいに関する公的なサービスを利用されていないが、とくに課題を抱える世帯・人については社協や包括支援センター等にひと言相談を行う
- ・近隣住民、民生委員・児童委員、社協等で相談し、地域でできる支援や見守りを行う



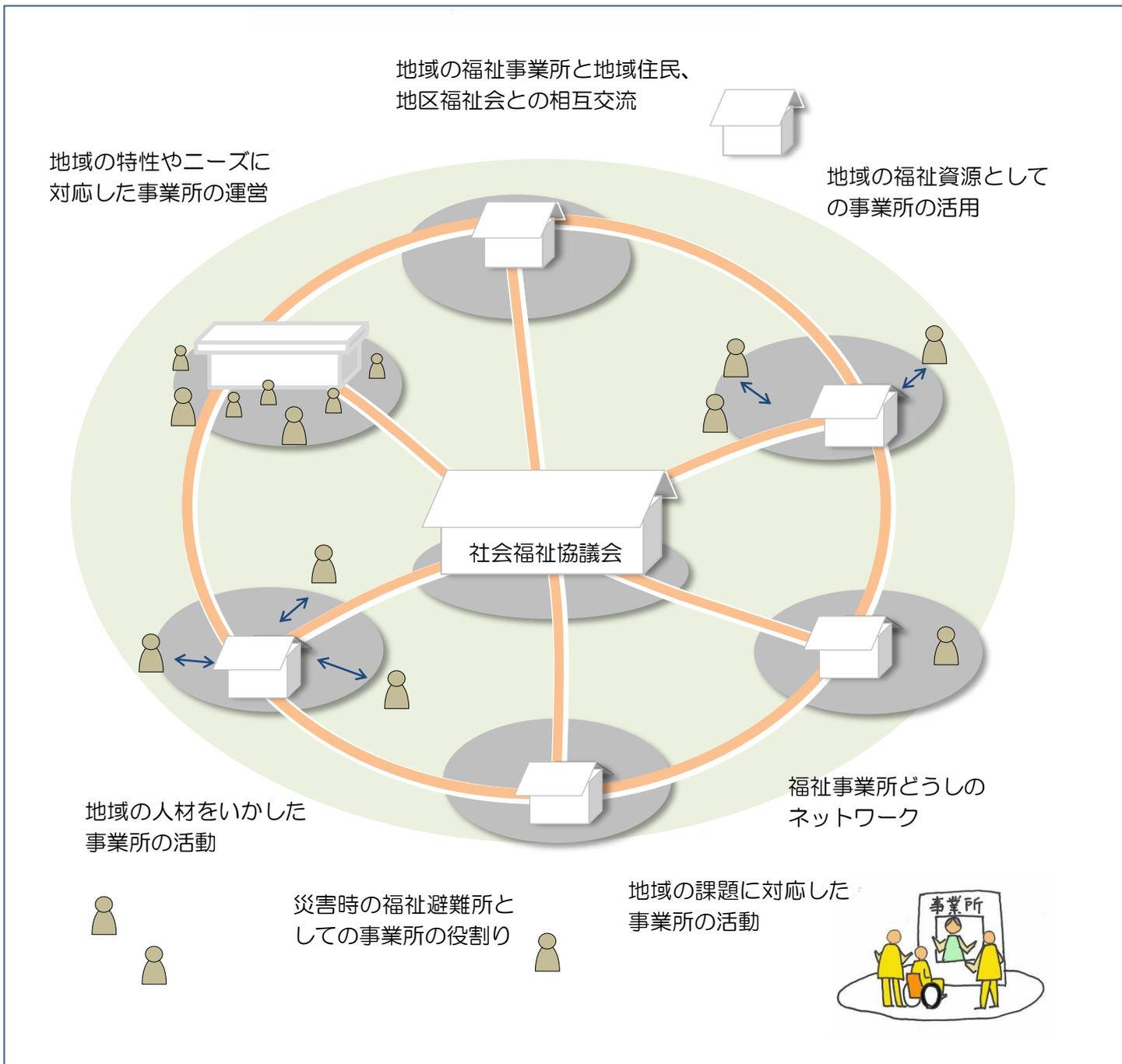
災害時への備え

- ・避難に支援が必要な人に対し、地域住民全体で避難を支える方法・体制を考えておく。必要に応じて模擬訓練も実施。災害の種類や規模等も想定する
- ・行政の災害時避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）とのすり合わせ

●福祉事業所の地域との関係づくり

地域の福祉事業所では、地域貢献活動などが行われている。
とくに、地域密着型事業所では地域住民との関係のなかでの施設運営が位置づけられている。

各事業所には、福祉に関する専門職がいることから、地域住民との交流などにより地域の福祉資源としての活躍が期待される。



また、地域の特性に応じた施設運営につなげていける効果が期待される。

このような地域との交流がしやすい環境を、町と社協とで連携し作っていく。

また、福祉事業所間のネットワークや社会福祉協議会とのネットワークなどにより全体としての福祉活動の充実に役立てていく。



地域住民と事業所との連携

- 地域住民や各福祉会と福祉関係事業所とが相互に交流することで、介護や福祉に関する地域の理解や活動の幅の広がりが期待される
- 僻地保育所やつどいの広場での周辺地域住民との交流
- 社協は相互の交流・顔合わせの機会を用意していく



事業所間の連携

- 専門職員間だけの交流だけでなく、事業所としての相互交流を進め、町全体での事業所活動の広がりをめざす
- 社協から情報交換会や交流会等の開催への参加の呼びかけ



事業所と行政・社協との連携

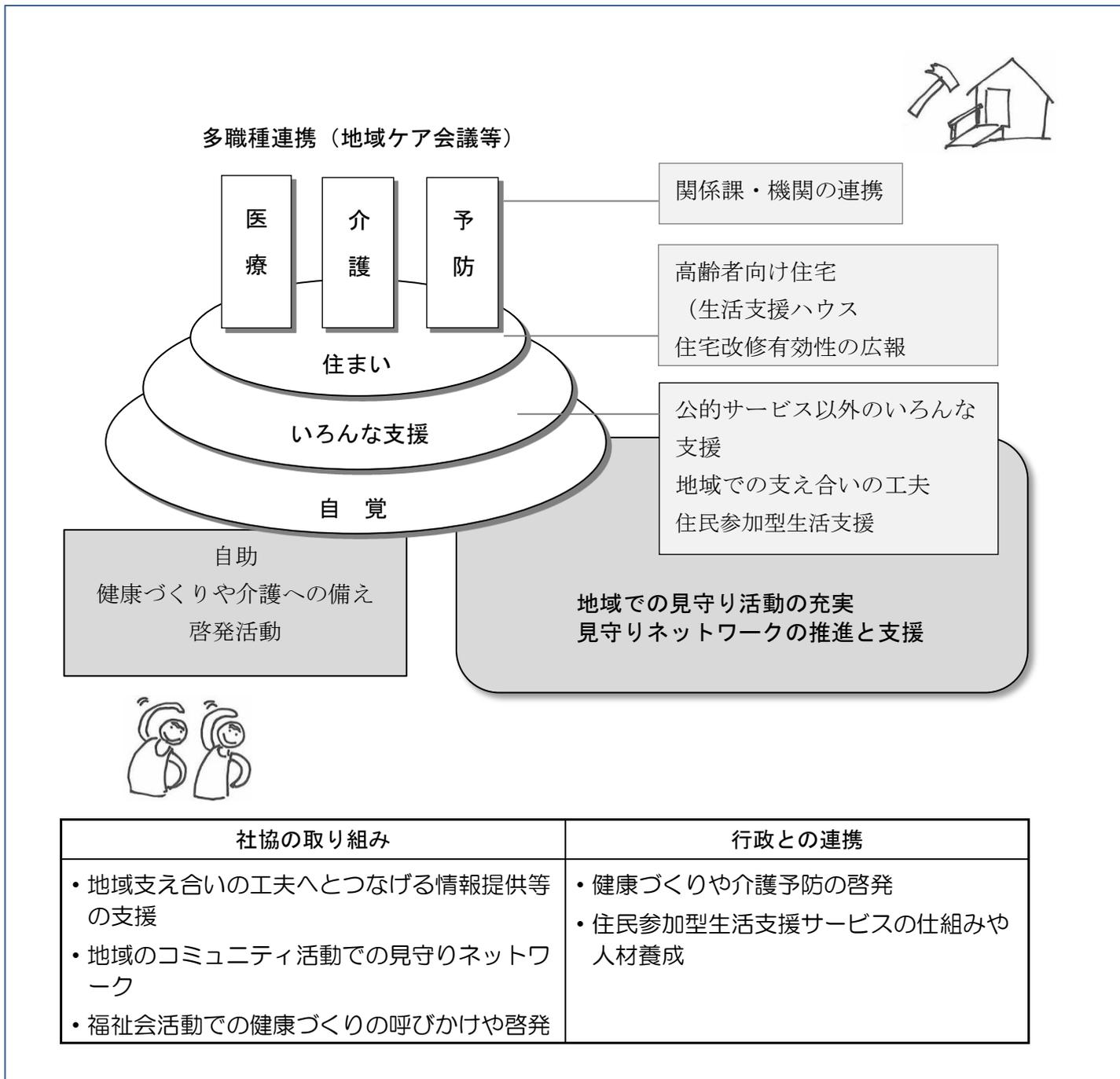
- 行政・社協、各福祉事業所が全体として情報交換や相互連携を行うことで、福祉サービスを住民により分かりやすく伝えていく
- 子どもから高齢者、障がい者等の枠を超えた地域包括ケアの足掛かり



●地域包括ケアシステムへの社協としての役割

医療・介護・予防等が連携して在宅での切れ目のない介護を進めるため、地域包括ケアシステムの充実が目標として国の施策に位置づけられている。

町のいろいろな資源や人材の連携活用が一層必要とされる。



社会福祉協議会としても、地区福祉会や福祉委員、生きがいと健康づくり事業等の取り組みをいかし、役割を果たしていく。

※地域包括ケア

介護の必要な人を在宅でも介護ができるよう、本人の自覚をもとに、公的サービスだけでない地域での支え合い、さらに安心して住める住環境の整備。さらに医療・介護・予防の連携した取り組みを進めようとするもの。



医療・看護・予防に関して

- ・医療・介護・予防が相互に連携することで、在宅での介護を行いやすくしていく（主として高齢者福祉計画での取り組み）



住まいに関して

- ・在宅での介護をしやすくするため、または転倒等を防止するため、手すりの設置や段差解消等の住宅改修について、有効性や利用できる制度等の紹介等を行う
- ・ひとりでは食事づくり等ができてにくい人を対象とする生活支援ハウスについて検討していく



多様な生活支援に関して

- ・住民参加型生活支援サービスを検討していくことや、各福祉会や地域で行われている生活支援について、その推進を行っていく
- 例：白糸第1での生活サポーター養成講座への支援等



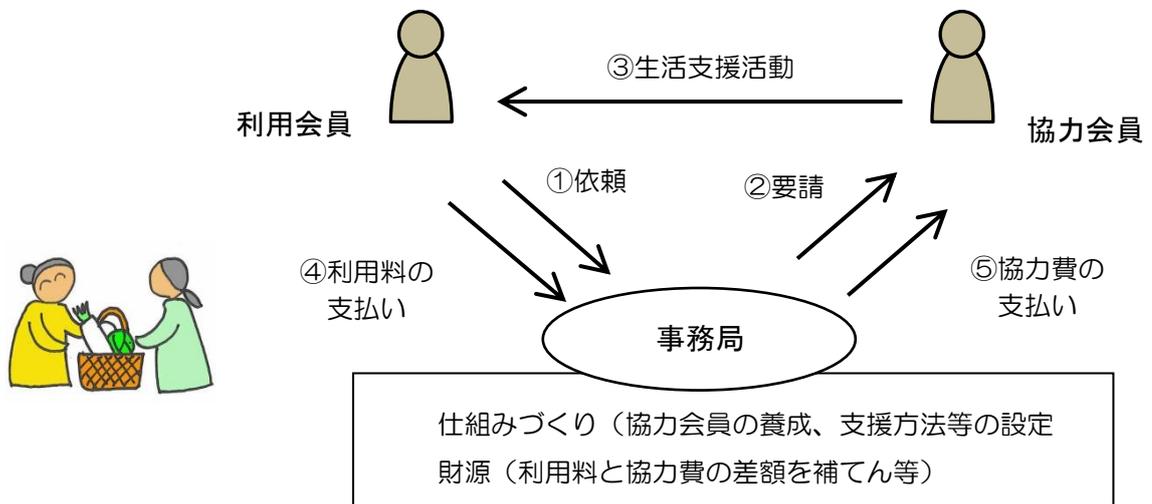
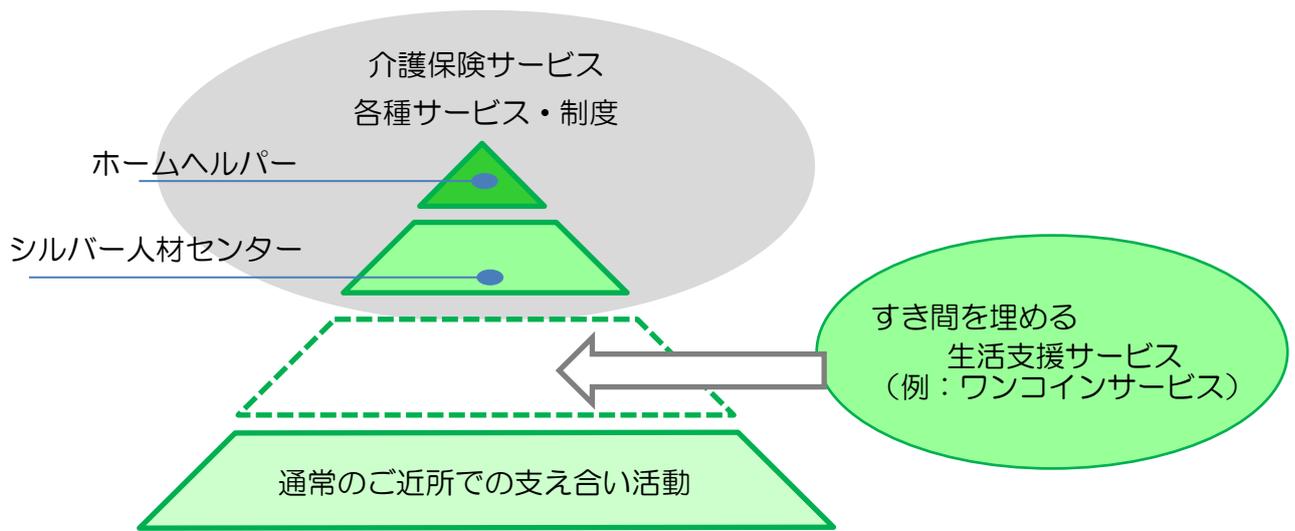
本人の自覚に関して（啓発）

- ・本人の自覚にもとづく健康づくりや介護への備えなどを進めるため、各種研修や各福祉会活動での啓発などを行う
- ・子どもの時からの意識づくりを福祉教育や子どものデイサービス、子育て支援などで取り組む

●住民参加型生活支援の仕組み

白系第1でサポーター養成に取り組まれているように、ご近所での通常の支え合いや専門的な介護保険サービスなどの間で、ニーズのある生活支援の仕組みを検討する。

一定の活動費の支払いや地域通貨などを加え多様な生活支援のひとつとしていく。



社協の取り組み	行政との連携
<ul style="list-style-type: none"> 利用と協力の仲介事務局担当の検討 各地区での特性に基づく仕組みづくり検討の支援 養成講座への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加型生活支援サービス自体の仕組みの検討 設置予定の生活支援コーディネーターとの調整 養成講座の工夫と人材の活用の推進

また、高齢ではあるが元気な人、地域で役割を発揮したいなどの人材の活躍の場の提供につなげる。

今後の仕組みづくりを、町および各福祉会との連携のなかで進めていく。

	講座名・内容（例：26年度町事業）
生活支援・介護支援 サポーター養成講座	第1回 ・開講式 ・地域包括支援センターについて ・認知症サポーターについて
	第2回 ・介護保険制度の改正について ・地域支え合いの必要性和認知症になっても安心して暮らせるまちづくり
	第3回 ・介護予防運動講習
	第4回 ・先進地視察研修
	第5回 ・下矢部西部地区社協「私たちの福祉拠点絆（きずな）」視察 ・閉講式および修了証授与式
	
	実働に向けての検討課題
仕組みづくり	町全体での仕組みの組み立てと、各福祉会に応じた仕組みの両方が考えられる
人材養成	養成講座のひらき方 講座メニューの内容検討
支援メニュー等	どのような支援メニューを用意し利用料をいくりに設定するかなどの検討が必要（地区によっても異なる） 介護・看護経験者等には経験を活かせる役割を設定
地区ごとの工夫	各福祉会の特徴を踏まえ、それぞれにふさわしい方法の検討を進めることが望まれる

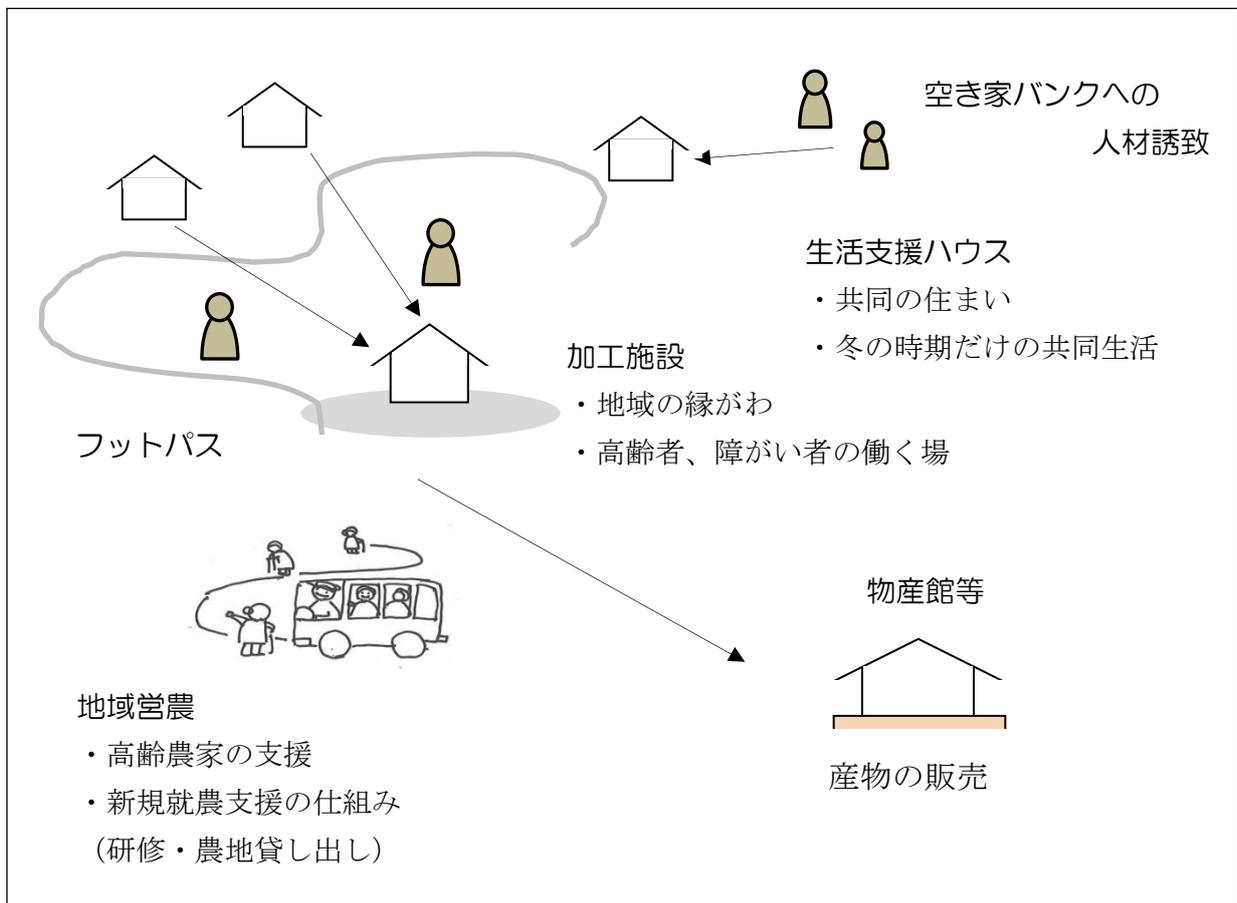
●山間部等での生活支援と活性化

人口減少、高齢化が進んでいる山間部での基本的な生活の維持や活力を高めることが必要となっている。

利用可能な空き家へのIターン・Jターン等の人材の受け入れによる人的活性化の取り組みが考えられる。

また、地域の縁がわとなるような交流機能を持つ場所で高齢者の作った農林産品を集め加工・販売につなげることなどの経済活動につなげることも検討課題である。

さらに、移動販売や交通の便の確保などを、行政・商工会等の関係機関と協議・連携のなかで検討していく。



社協の取り組み	行政との連携
<ul style="list-style-type: none"> • 地域の課題としての空き家増や人口減に対して地元の取り組みを支援 	<ul style="list-style-type: none"> • 集落ビジョン（県事業）等の地域づくり関係事業のなかで福祉の視点での連携

●地域住民・地区福祉会との直接のつながりをいかした社協の役割発揮

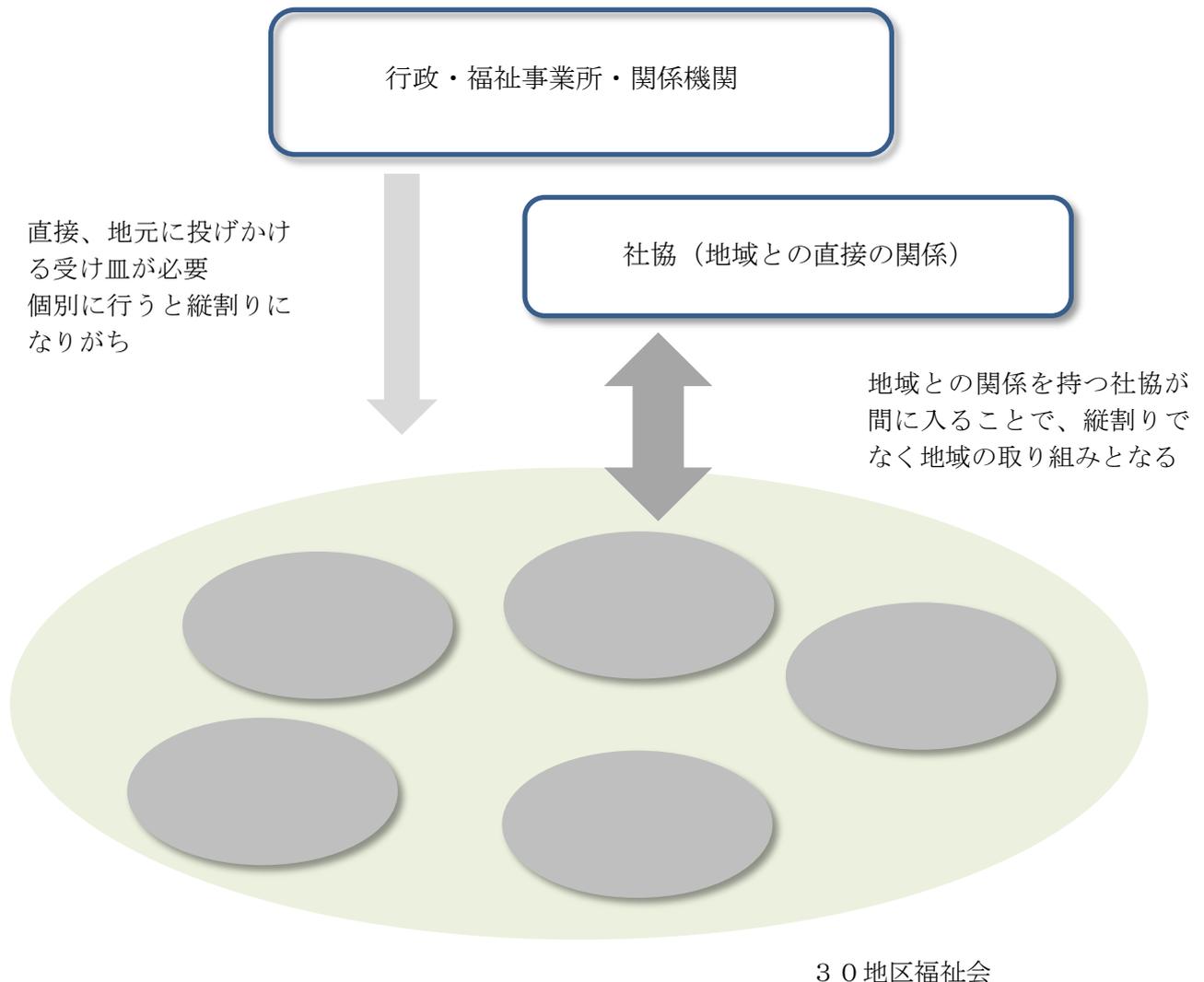
30 地区の各福祉会の活動を支援し、地区での地域座談会は毎年行っている。

また、民生委員・児童委員、各福祉会役員（行政区長、各種団体関係者）、300 名を超える福祉委員との「顔の見える関係」が社協の財産となっている。

このような地域住民の活動組織は、住民自らが地域の課題に気づき、改善に取り組む役割を果たしている。

このような関係をいかすことで、行政にとっては生涯学習をはじめ健康づくりや介護予防などに、一般的な啓発だけでなく地域住民と直接のやり取りができることとなる。

幅広い分野での行政と地域住民との関係づくりが期待され、社協の役割発揮につながる。



3. 進捗状況の管理

計画の進捗に関しては毎年度、推進委員会を開催し、その年度の取り組みを報告するとともに評価をいただいている。

第2期では主要事項について毎年度の取り組みに評価をいただく。

主要事項	当該年度の取り組み	評価と次年度への反映
●防災見守りマップからの 支え合い活動の広がり		
●福祉事業所の地域との関 係づくり		
●地域包括ケアシステムへ の社協としての役割		
●住民参加型生活支援の仕 組み		
●山間部等での生活支援と 活性化		
●地域住民との直接のつな がりをかした社協の役 割発揮		

施 策 別 計 画

1. 施策の体系

1. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉推進住民組織の充実

- ①地区社協・地域福祉を支える会等の活動支援
- ②蘇陽地区での住民福祉活動の仕組みづくり
- ③福祉委員との協働活動
- ④住民組織間の相互啓発（地域福祉フォーラム等）

(2) 住民・町内外各団体等との連携

- ①地区別福祉懇談会の全町実施
（住民主体による地域福祉活動の支援）
- ②在宅介護者の集いの実施
- ③福祉団体等に対する支援と助成と協働
- ④福祉施設・事業所との連携（新規）

(3) ボランティア活動の推進

- ①ボランティアセンター機能の充実
- ②ボランティアリーダー研修の実施
- ③ボランティア活動の意識啓発活動
- ④ボランティア連絡協議会「ゆいの会」との協働活動
- ⑤災害ボランティアセンター活動の啓発、普及推進
- ⑥児童・生徒のボランティア体験学習の支援
- ⑦ボランティア協力校委嘱事業の実施

(4) 広報・啓発事業

- ①福祉まつり及び各種イベントの実施
- ②機関紙『かたくり』の定期発行
- ③日赤山都町分区としての活動
- ④訪問介護員養成講座（2級課程）の実施

2. 在宅福祉サービス事業の適正な経営

(1) 地域福祉型サービスの実施

- ①居宅介護支援事業所の経営
- ②訪問介護事業所の経営
- ③訪問入浴事業所の経営
- ④通所介護事業所の経営
- ⑤障がい者総合自立支援法に基づく事業の経営
- ⑥地域支援関係事業の経営
- ⑦介護予防等事業の経営
- ⑧小規模多機能ホーム「よろずやさん」の経営

(5) 相談・援護事業

- ①福祉・法律相談
- ②地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の実施
- ③預りサービス事業の実施
- ④生活困窮者援護事業の実施活動
- ⑤生活福祉資金貸付事業の周知と活用
- ⑥福祉器具貸与事業の実施

(6) 高齢者福祉の推進

- ①各種高齢者入居施設の受託経営
- ②やまびこ便り運動事業の全町実施（福祉協力校）
- ③ふれあい弁当配付事業の実施
- ④生きがいデイサービス事業の実施
- ⑤「高齢者の生きがいと健康づくり事業」への支援・協力
- ⑥高齢者スポーツ普及推進への協力
- ⑦シルバー人材センター事業への支援・協力

(7) 障がい者福祉の推進

- ①各種障害者施設・ボランティア団体との連携
- ②郡障がい児（者）「地域の集い」開催への協力
- ③身体障がい者スポーツ大会への協力

(8) 児童福祉の推進

- ①子育て支援事業（子どもデイサービス）
- ②僻地保育所事業の受託
- ③子育て支援センター事業の受託

3. 社協組織・活動体制の確立及び経営強化・財源確保

(1) 組織・活動体制の確立

- ①理事会・評議員会の運営（役職員研修の実施）
- ②社協各種委員会による組織確立
- ③民生委員・児童委員協議会等関係機関との協働活動
- ④職員の研修・育成、人事体制整備
- ⑤経理事務の適正化

(2) 経営強化、財源確保に向けての取り組み

- ①各種事業の効率化による経費節減
- ②地域福祉に関する事業等の積極的な提案
- ③社協の役割を有した在宅介護サービス事業の実施
- ④会員制度の周知と明確化及び加入促進
- ⑤寄附金使途の明確化と効果的な運用
- ⑥赤い羽根共同募金運動の充実
- ⑦新たな財源収入の企画・立案

2. 施策別計画

1. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉推進住民組織の充実

事業名	第1期計画内容
①地区社協・地域福祉を支える会等の活動支援	<ul style="list-style-type: none">・住民の地域福祉活動の基盤となるものであり、その活動の支援を進める・人口、世帯数や社協会費納入状況に応じた活動助成を行う・名称や仕組みの調整等について特別検討委員会を設け検討を行う
②蘇陽地区での住民福祉活動の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・自治振興会福祉部を中心に地域での福祉活動に取り組む仕組みづくりを進める・上記のための各地区住民ワークショップ、役員との打ち合わせ
③福祉委員との協働活動	<ul style="list-style-type: none">・今後、蘇陽地区で委員の配置を進める。・矢部・清和地区で異なる活動内容、位置付け等の調整。・特別委員会で調整
④住民組織間の相互啓発（地域福祉フォーラム等）	<ul style="list-style-type: none">・地区社協長や支える会会長、蘇陽の各地区代表による研修会・情報交換会を開催（年1回）・地区社協役員や福祉委員の研修を兼ねたフォーラムを開催する（年1回）

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> • 地区座談会を毎年開催し防災見守りマップ作成を進めている • 社協長等合同研修会、合同視察研修を実施。相互交流につなげている 	<ul style="list-style-type: none"> • 各地区の活動と社会福祉協議会との連携した取り組みは、本町地域福祉推進の柱であり今後とも一層の連携、活動支援を行う • 名称の統一は検討事項（通称：〇〇地区福祉会とする） • 活動助成金配分額の検討（世帯数、人口の減少により、頂いた額より多く返すこととなっているなど） 	
<ul style="list-style-type: none"> • 平成24年度に長谷、馬見原、花上地区でのワークショップを皮切りに健康福祉部の立ち上げを進め、上差尾を除き設立が出来た 	<ul style="list-style-type: none"> • 上差尾での設立を進める 	
<ul style="list-style-type: none"> • 蘇陽地区で71名の福祉協力員を配置できた • 福祉委員の活動について、手引き作成等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉委員の配置、活動は地区福祉会とともに本町の地域福祉推進の重要な柱であり、その推進を行う • 福祉委員活動内容の調整、手引きの更新 • 蘇陽地区での意識の醸成 • 研修会の継続 • 新聞、ガス、郵便、警察生活安全課などとの連携・情報の共有、ネットワークづくり（見守りの充実） 	<ul style="list-style-type: none"> • 町全体として任期を2年とする
<ul style="list-style-type: none"> • 合同研修会での情報交換、合同施設研修での交流などを行い、年々充実している • フォーラムを年1回継続開催している 	<ul style="list-style-type: none"> • 今後も内容を工夫しながら啓発活動を実施 • 福祉事業所やボランティア団体等にも参加呼びかけ（展示や販売なども依頼） 	

(2) 住民・町内外各団体等との連携

事業名	第1期計画内容
①地区別福祉懇談会の全町実施 (住民主体による地域福祉活動の支援)	・矢部の15地区社協、清和の6つの支える会、蘇陽の9つの自治振興区ごとに福祉座談会を開催する ・行政区単位のモデル開催検討
②在宅介護者の集いの実施	・在宅で介護にあたる当事者間の交流や研修の機会として実施する(年1回)
③福祉団体等に対する支援と助成と協働	・町内福祉団体との情報交換や協働の仕組みづくりのため、町内各ボランティア団体及び当事者団体等へ助成を行うとともに、各団体の活動を支援する
④福祉施設・事業所との連携	第2期での新項目

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> • 地区懇談会として毎年開催 • 平成 26 年度は全体で 546 名の参加 	<ul style="list-style-type: none"> • 30地区での地区懇談会は重要な取り組みであり、継続して取り組んでいく • とくに今後は町の介護予防等、老人福祉計画と連携した開催を行う • 地区福祉懇談会においては、基本は地域福祉に関する研修、防災見守りマップの更新、地域課題の検討等とし、地区の要望や特性に応じた内容で開催 • 行政区等での開催要望にも対応 	
<ul style="list-style-type: none"> • 例年、バスを借り上げ日帰り旅行を行っている • 毎年、包括支援センター・保健師、在宅支援等に対象者を推薦してもらい、参加者を募っている。参加者同士同じ立場で、悩みや励まし合いをされ、帰ってからの介護に力をつけて帰られている 	<ul style="list-style-type: none"> • 当事者間の交流、悩み相談的な場としていく必要がある • 在宅介護者の現在のニーズを把握し支援を行う 	
<ul style="list-style-type: none"> • 当事者団体の総会等に出席した • 毎年、助成を行っている。当事者団体やボランティア団体の活動の資金となっている 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉に関する情報提供 • 団体間の交流促進 • 助成団体、助成額の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉推進に寄与する内容であるか申請内容の十分なチェック
<ul style="list-style-type: none"> • 地域の福祉資源として、福祉事業所の役割をいかしていく 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所と周辺地域住民や地区福祉会との交流など地域貢献活動の支援 • 事業所間の連絡・情報交換の場の提供 	

(3) ボランティア活動の推進

事業名	第1期計画内容
①ボランティアセンター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア情報の収集と発信やボランティアの仲介などセンター機能を発揮していく
②ボランティアリーダー研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア人材の育成のため、ボランティア養成講座を開催する
③ボランティア活動の意識啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県ボランティアフェスティバルの上益城管内開催へ向け、各町ボランティアセンターと協同で取り組んでいく ・そのために、当町のボランティア連絡協議会「ゆいの会」活動を中心に準備を進めていく
④ボランティア連絡協議会「ゆいの会」との協働活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会「ゆいの会」の活動を支援し、ボランティア活動の充実を図る
⑤災害ボランティアセンター活動の啓発、普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要に応じ災害ボランティアセンターを設置し、被災者の支援を行う ・そのために県ボランティアセンター、日赤熊本県支部との連携並びに上益城管内5町の協力体制を構築していく
⑥児童・生徒のボランティア体験学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校からの依頼を積極的に受入れていく ・職場体験学習の受入
⑦ボランティア協力校委嘱事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・山都町内14校の小・中・高校へ委嘱し、ボランティア活動への理解を深めていく ・蘇陽高校、大野小、菅尾小の閉校

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体数は多く、各々で活動を行われており、センター機能として山都町ボラ連加入者への発信や支援は行えた。福祉まつりへの参加協力を広く求め各自参加していただいた 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の改正を踏まえたボランティアセンター機能の充実 ボランティア連協への登録について周知し、センターからの広報もかたくりを使って行う 生活支援サービスのニーズの把握支え合い活動の支援（マッチング） 	
<ul style="list-style-type: none"> 年1回 3回講座 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正施行や災害に備えた総合的リーダー養成 学校と連携した年少児からボランティア意識の啓発に努める 	
<ul style="list-style-type: none"> 毎年、県ボラフェスにはボランティアに声掛けし、参加している ボランティア団体の会員も年齢が高齢になっているが、気力、パワーは十分であり活動を支援していく 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に上益城地域での開催が予定されており、その準備のなかで活動の活性化を図る 災害ボランティアセンター設置時のボランティアとしても活躍できる状況の整備 	
<ul style="list-style-type: none"> 「ゆいの会」事務局を社協で支援 	<ul style="list-style-type: none"> ゆいの会の自立に向け支援 交流会の継続 非会員の方へも呼びかけ等行い、加入促進につとめる 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンター設置要綱を作成した 平成23年10月に管内5町社協で相互支援協定を締結した 平成26年度益城町・芦北町での訓練に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンター設置訓練等（サポーター養成講座）の取り組み 災害発生時のボランティア活動として各団体と協議 	
<ul style="list-style-type: none"> 近年、体験学習を求める小学校が減っている 大人数受入は困難であるが、求めには応じてきた 小学校、養護学校から職場体験学習の受入を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ワークキャンプ事業を充実させる 各種体験受入を行っていく 体験型の事業を行い、町民参加型を実施 	
<ul style="list-style-type: none"> 統廃合により11校となった 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施し、共同募金の学校募金の取り組みを義務づける 調整は要するが各学校からの発表の場を設けたい（住民周知の為） 助成金の明確化、他校の活動や情報交換の場づくり 	

(4) 広報・啓発事業

事業名	第1期計画内容
①福祉まつり及び各種イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する意識啓発、関連団体との交流を図る福祉まつりの充実を行う
②機関紙『かたくり』の定期発行	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより「かたくり」を年4回発行しており、内容の充実を進める ・隔月発行の検討
③日赤山都町分区としての活動	<ul style="list-style-type: none"> ・救急法や家庭看護法、災害時炊き出しなどの活動を進めていく ・住民への周知広報を図る
④訪問介護員養成講座（2級課程）の実施 24年度で終了	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県指定事業者として開催し、地域に福祉・介護人材を還元していく。また、地域の就労支援にも貢献できる <p>※社協職員が講師を務めることで自己研鑽にもつながる</p>

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> 矢部、清和、蘇陽の3地区を回りながら毎年開催 会場を千寿苑または蘇陽支所とした 	<ul style="list-style-type: none"> 全体で取り組んでいく（30 地区福祉会長連絡会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 年4回発行、全戸配布 平成26年8月ホームページ立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの充実、フェイスブック、SNS（ソーシャルネットワークシステム）の活用 号外「かわら板」の発行（タイムリーな記事） 	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度災害時救援物資提供0件 浜町 A 地区避難訓練での炊き出し訓練実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災の充実に合わせ活動の広がりを進める 災害ボランティア育成との連携 	
<ul style="list-style-type: none"> 旧蘇陽町で合併後平成12年から、また合併後平成17～24年度まで毎年開催してきた。 <p>平成25年度から介護職員初任者研修事業となり実施検討してきたが、民間での開催があり様子を見ている状況にある</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士について平成29年1月の国試から介護職員基礎研修修了が要件となるため、開催する必要があるか、民間の動向をみて判断していく 	

(5) 相談・援護事業

事業名	第1期計画内容
①福祉・法律相談	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の困り事解決のため開催していく ・社協委嘱相談員による福祉相談 (3支部一斉) ・弁護士による法律相談(3支部巡回)
②地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展により、今後の利用増が見込まれ、その対応を行っていく ・生活支援員の確保・研修の実施
③預りサービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業を補完するサービスとして必要な人への利用を進めていく
④生活困窮者援護事業の実施活動	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な困窮に対して、相談にのるとともに、現金給付による支援を行う ・必要に応じ他の制度につなぐ
⑤生活福祉資金貸付事業の周知と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用に関する周知広報 ・適正な利用と償還指導の徹底
⑥福祉器具貸与事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への利用に関する周知広報 ・貸出し器具情報管理の徹底

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> • 毎月1回ずつ開催 10時～15時 • 年1回相談員研修会の開催 1回平均0.17件 30回の開催で5件 	<ul style="list-style-type: none"> • 社協委嘱相談員による福祉相談は廃止し、相談は随時受け付け、必要に応じて関係機関との対応を行う • 来所が困難な方へは訪問を行う 	<ul style="list-style-type: none"> • 法律相談は現行どおり実施
<ul style="list-style-type: none"> • 平成26年度 利用者5名、生活支援員6名 	<ul style="list-style-type: none"> • 今後の充実が必要 • 支援員確保・研修 • 県社協、町社協、利用者との3者契約から町社協と利用者との2者契約となり主体的取り組みが求められる 	<ul style="list-style-type: none"> • 今後利用者の増加が見込まれる
<ul style="list-style-type: none"> • 生活支援ハウス「清楽苑」、在宅介護支援施設「花高原」の入居者を対象 	<p>継続して実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 平成27年1月末日現在で、貸付11件、返済10件 	<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮や複合的課題に対応する町の相談対応に社協としても役割を果たしていく • 地域の見守り活動から課題発見につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> • 県社協からの委託を受け生活困窮者自立支援法に基づく相談・支援機関としての役割も果たしていく
<ul style="list-style-type: none"> • 毎年3支部で償還指導を実施。完納、返済開始のケースも出てきている 	<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮者自立支援法における相談支援機関として適正な活用 	
<ul style="list-style-type: none"> • 毎年40～50件の貸し出し実績あり 	<ul style="list-style-type: none"> • 機器処分には一部有料もあるので要検討 • 各物品について、保守料として有料化も考えていく（クリーニング等行うため） 	

(6) 高齢者福祉の推進

事業名	第1期計画内容
①各種高齢者入居施設の受託経営	<ul style="list-style-type: none"> ・町からの委託を受け、単身または夫婦のみの世帯の高齢者が自立した生活を営んでいけるよう支援する ・入居判定会への参加 ・安心・安全の確保 生活支援ハウス「清楽苑」、在宅介護支援施設「花高原」大久保高齢者住宅、柏老人福祉センター居住部門の4施設
②やまびこ便り運動事業の実施（全町実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校・中学校の児童・生徒による一人暮らし高齢者へのおたよりや学校イベントの案内状の送付
③ふれあい弁当配付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者、二人暮らしの高齢者、障がい者等を対象に年に一度手作りの弁当を配付
④生きがいデイサービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉制度のすき間を埋めるために介護保険非該当の方を対象に実施する (特定高齢者デイサービス事業との調整)
⑤「高齢者の生きがいと健康づくり事業」への支援・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・町内30地区社協へ町が委託している当事業への支援・協力 ・事業メニューのアドバイスや、参加協力
⑥高齢者スポーツ普及推進への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会で取り込まれる各種スポーツ大会への参加・協力
⑦シルバー人材センター事業への支援・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から独立、法人化するシルバー人材センターに対して、支援・協力を行っていく

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> 花高原、柏高齢者住宅とも現在、入所者はいない 	<ul style="list-style-type: none"> 花高原については、施設の老朽化と入所者の減少から閉鎖（町の判断） 町の計画と連動し受託していく 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり毎年実施 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア協力校委嘱事業としての活動 	
<ul style="list-style-type: none"> 清和地区で、福祉委員の協力で年1回行っている。平成26年度 154食 清和地区小中学生からの手紙も添えて配布。子ども達の優しい言葉にお礼の電話を多数頂いた 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止の方向性（支える会会長会議での意見） 継続するのであれば、各支える会単位の活動として検討 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり実施 	<ul style="list-style-type: none"> サロン、出張デイサービスの考え方を持つことで実施 町の地域支援事業との協調 	
<ul style="list-style-type: none"> 社協3支部で年間計画に基づき支援している 	<ul style="list-style-type: none"> 町計画との協調 生きがい事業から自主的なサロン活動へとつながる様支援していく 	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護事業等の（各資格保持型）
<ul style="list-style-type: none"> 毎年、各支部単位でのスポーツ大会はスタッフとして支援している 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して支援を行っていく 	
<ul style="list-style-type: none"> ボランティア連絡協議会への加入を行った 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターでのワンコイン（100円、500円）サービスの検討要請と協議 	<ul style="list-style-type: none"> 八代市シルバー人材センターの事例を参考

(7) 障がい者福祉の推進

事業名	第1期計画内容
①各種障害者施設・ボランティア団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントや総会への参加・出席 ・社協事業への案内・招待
②郡障がい児(者)「地域の集い」開催への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回管内5町持ち回り開催の発表の場への参加・協力 ・行政との連携
③身体障がい者スポーツ大会への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回のスポーツ大会への送迎を行い、安全に楽しめるように参加・協力 ・行政との連携

(8) 児童福祉の推進

事業名	第1期計画内容
①子育て支援事業(子どもデイサービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・春、夏、冬の長期の休み期間に小学生を対象として開催。核家族、一人親世帯の就業支援にもなる ・各小学校の学童保育との協働
②僻地保育所事業の受託	<ul style="list-style-type: none"> ・町からの委託を受け実施していく
③子育て支援センター事業の受託	<ul style="list-style-type: none"> ・町からの委託を受け実施していく ・山都町地域子育て支援センター事業として「つどいの広場」、「ファミリーサポートセンター」併せて取り組んでいく

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> 社協が行っている福祉まつりへの参加・協力を求めている（実行委員、事業所展示物、出演、出店） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設と周辺地域住民との交流活動の支援 施設間の連携協力のための情報交換の場の提供 	
<ul style="list-style-type: none"> 年1回管内5町持ち回り開催 平成26年度山都町を会場に開催 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	
<ul style="list-style-type: none"> 参加協力、要請なし 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> 蘇陽、矢部両支部で実施 平成26年度夏休み清和支部でも体験型で3日間実施 	<ul style="list-style-type: none"> 体験型、ワークキャンプ事業への移行（異世代間交流も視野に入れ実施） 地域支え合いの意識づくりにつながる活動 学童保育との連携 	
<ul style="list-style-type: none"> 御所、小峰の2園の運営を受託している 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域住民との交流など地域特性をいかした運営を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 両園とも閉所の可能性があり保育士の処遇を町と協議していく
<ul style="list-style-type: none"> つどいの広場は浜町地区の民家を借りて開催している 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正に伴う適正な運営（町との協働） 事業実施場所の変更も検討 	

2. 在宅福祉サービス事業の適正な経営

(1) 地域福祉型サービスの実施

事業名	第1期計画内容
①居宅介護支援事業所の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定者との契約により、介護サービス利用に伴う適正なケアプラン作成の支援を行う ・介護支援専門員の資質向上のための研修
②訪問介護事業所の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・本部に事業所を置き、矢部・蘇陽両支部に出張所を配置しサービス提供の効率化を図っていく ・訪問介護員の資質向上のための研修
③訪問入浴事業所の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師1名、介護員2名でのサービス提供 ・利用者減少傾向であるが、ニーズに対応していく
④通所介護事業所の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・清和支部、蘇陽支部両支部の事業所経営を行っていく
⑤障がい者総合支援法に基づく事業の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（訪問介護）サービスの提供 ・日中活動支援サービスの提供
⑥地域支援関係事業の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・特定高齢者デイサービス、外出支援サービス、配食サービスの実施
⑦介護予防等事業の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・①～④の事業と同様。要支援者への予防給付事業を行っていく
⑧小規模多機能ホーム「よろずやさん」の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗（旅館）を利用したもう1軒のわが家として家庭的な雰囲気ですべても気軽に立ち寄れる場所

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度改正によって予防給付が無くなれば利用者減となるため、人事体制の見直しが必要 地域包括支援センター受託も考えられる 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり事業実施 介護法改正により要支援者へのサービスが地域支援事業となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の老人福祉計画と連動し対応 友愛訪問活動の復活 他制度サービスの利用が必要な時は連携を密にして対応する 訪問先での相談や情報が生活支援ニーズの発見につながることも考えられる 	
<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 車両の老朽化により事業廃止。民間業者へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所の事業を支援する 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町の老人福祉計画と連動し対応 利用者数に応じた適正な人員配置 介護保険制度改正により要支援者へのサービスが、地域支援事業となることへの対応。 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続してサービスの提供 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町の老人福祉計画と連動し対応 サービスメニューの把握と受託実施 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町の老人福祉計画と連動し対応 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の老朽化が著しい。ボランティア活動によるサロン等の実施へと変えて行く 地区社協も含めた事業の検討 	

3. 社協組織・活動体制の確立及び経営強化・財源確保

(1) 組織・活動体制の確立

事業名	第1期計画内容
①理事会・評議員会の運営（役員研修の実施）	・運営執行機関である理事会と議決（諮問）機関である評議員会の充実を目指す
②社協各種委員会による組織確立	・地区社協や支える会の整理や福祉委員の位置付け等、調整が必要な課題に対し、特別委員会を設け、住民意向を反映した検討を行う
③民生委員・児童委員協議会等関係機関との協働活動	・各団体の総会、定例会等に出席し相互の協働体制を深めていく
④職員の研修・育成、人事体制整備	・社協各部門の事業及び担当職に関する職員の研修を行う ・資格取得の支援 ・専門性の向上と職員自身の自覚を養う
⑤経理事務の適正化	・社協事業の経理・庶務体制の充実を図り、適正かつ効率的な運営を行う

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> • 毎年度セミナー、フォーラム等に参加し研鑽を深める • 26年度はワークショップを実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 国においても社会福祉法人のあり方について議論がなされている • 答申を踏まえ社協活動の理解を深める研修を実施し、地域貢献並びに社協の本分が果たしていけるよう取り組んでいく 	
<ul style="list-style-type: none"> • 理事会、評議員会での提案 	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて特別委員会の設置・検討 	
<ul style="list-style-type: none"> • 全体会 年4回 • 支部会 年8回 • 視察研修参加 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> • 各支部ごとに各福社会長等との情報交換の開催（年1回） • 介護保険制度改正に伴いより密接な協働体制を構築していく • 役員、評議員への就任 	
<ul style="list-style-type: none"> • 計画内容のとおり実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 継続 	
<ul style="list-style-type: none"> • 平成26年度 新会計基準へ移行 • 顧問税理士事務所による巡回監査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 継続 	

(2) 経営強化、財源確保に向けての取り組み

事業名	第1期計画内容
①各種事業の効率化による経費節減	<ul style="list-style-type: none"> ・事業別に経営分析を行い、地域住民に真に必要な事業へ集中する ・介護保険事業を主力と位置付け、利用実人員と回転率の向上を図る
②地域福祉に関する事業等の積極的な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の必要性・重要性に関して町行政に、より一層の理解と協力を得ていくための事業評価・提案を行っていく
③社協の役割を有した在宅介護サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性の高い社会福祉法人として、住民に必要なサービスの新規提供の研究 ・町行政との連携・調整
④会員制度の周知と明確化及び加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社協会費は住民地域福祉活動の財源として住民の参加意識にも役割を果たしている。今後とも会費増と会費の納入に協力を得ていく
⑤寄附金使途の明確化と効果的な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域還元のため有効な活用を行っていく
⑥赤い羽根共同募金運動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県共同募金会山都町分区として目標額達成へ向け取り組んでいく（毎年10/1～12/31の期間） ・配分金使途の明確化と住民周知
⑦新たな財源収入の企画・立案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に役割を發揮するためにも財源確保は重要であり、新たな財源収入の企画・立案を行っていく

この間の取り組み・経過	今期計画の内容及び考え方	備考
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり取り組んできた 	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況の少ない「よろずや」や通所介護事業所「そよかぜ」等の業務の縮小や内容の検討 	
<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会に所轄課長に参加頂いている 連絡会にも出席頂いた 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正に伴い、行政事業と社協事業の相互協力と相互提案 	
<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会に所轄課長に参加頂いている 連絡会にも出席頂いた 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正に伴い、行政事業と社協事業の相互協力と相互提案 	
<ul style="list-style-type: none"> 地区懇談会等で、会費・募金等が地域住民の多様な活動にいかされていることなどを広報している 特別会員の増員 	<ul style="list-style-type: none"> 会費の活用状況について繰り返し説明し理解と協力を得ていく 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画内容のとおり取り組んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度中の山都町共同募金委員会への改組 配分金使途の多様化 募金百貨店プロジェクト、自動販売機の設置など新しい募金のかたちへ取り組む 	
<ul style="list-style-type: none"> 介護事業の差益を充当してきたが、困難になりつつある 	<ul style="list-style-type: none"> 町の地域支援事業の受託 地域包括支援センターの受託協議による財源の調整 	

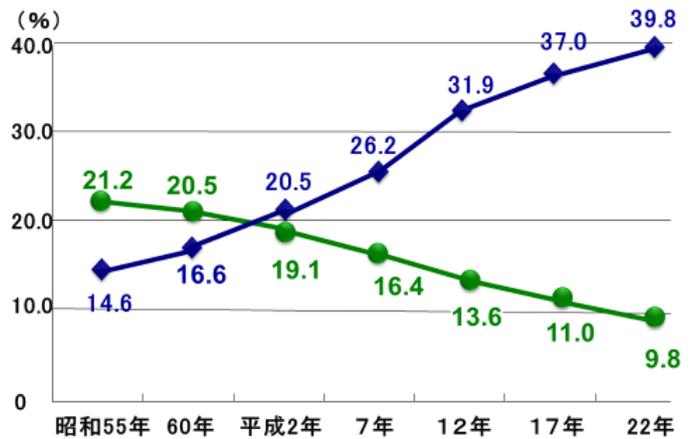
第2期計画に関わる統計資料

●人口の推移（国勢調査）

総人口の減少が続いている。

年齢構成をみると、平成22年では年少人口（0～14歳）は9.8%であるが65歳以上の高齢化率39.8%となっている。

		1980年 昭和55年	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年
総数		26,336	25,282	23,503	21,746	20,333	18,761	16,981
0～14歳	実数	5,589	5,186	4,487	3,567	2,760	2,068	1,658
	割合	21.2	20.5	19.1	16.4	13.6	11.0	9.8
15～64歳	実数	16,905	15,896	14,201	12,472	11,083	9,750	8,569
	割合	64.2	62.9	60.4	57.4%	54.5	52.0	50.5
65歳以上	実数	3,842	4,200	4,814	5,707	6,490	6,943	6,754
	割合	14.6	16.6	20.5	26.2	31.9	37.0	39.8



◆高齢者（65歳以上） ●年少者（15歳未満）

●高齢者世帯の状況

高齢者世帯についてみると、単身世帯が14.0%、夫婦のみ世帯が16.7%で、あわせて30.7%となり概ね3世帯に世帯が高齢者だけの世帯である。

	一般世帯数 A	65歳以上の親族のいる一般世帯										
		総数		単身世帯数		夫婦のみ世帯数		その他の世帯数				
		B	割合(%) B/A	C	割合(%) C/A C/B	D	割合(%) D/A D/B	E	割合(%) E/A E/B			
平成17年	6,143	4,288	69.8	763	12.4	17.8	987	16.1	23.0	2,538	41.3	59.2
平成22年	5,884	4,142	70.4	823	14.0	19.9	982	16.7	23.7	2,337	39.7	56.4

※出典：熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者関係資料より（各年10月1日現在）

●障がいに関する状況

障害者手帳等の交付状況をみると、身体障害者手帳の交付数は減少しているが、精神、療育手帳の交付は年々増加している。

全体では、10人に1人が手帳を持っていることとなる。

年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
身体障害者手帳	1,615	1,522	1,499	1,510	1,501	1,470
精神障害者手帳	79	76	83	89	92	94
療育手帳	228	133	245	254	256	264
計 (A)	1,922	1,731	1,827	1,853	1,849	1,828
総人口 (B)	18,897	18,633	18,324	18,032	17,628	17,212
A/B×100 (%)	10.2	9.3	10.0	10.3	10.5	10.6

出典： 熊本県社会福祉協議会便覧

●生活保護の状況

生活保護率（1,000 世帯あたり）は、県平均よりは低いものの、近年、増加する傾向にある。

年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
生活保護世帯	66	61	61	68	80	84
保護率‰	9.79	8.98	9.02	10.11	11.84	12.51
県平均保護率	9.58	10.70	12.05	13.00	13.92	—

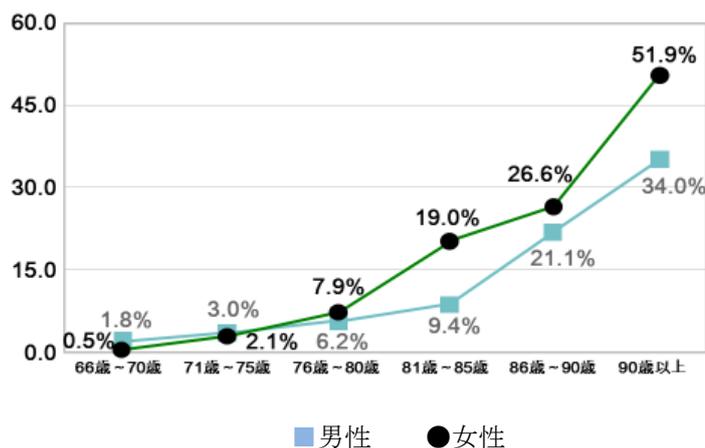
●認知症の状況（要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」※以上）

年齢が高くなるにつれ認知症の症状が出やすくなっている。

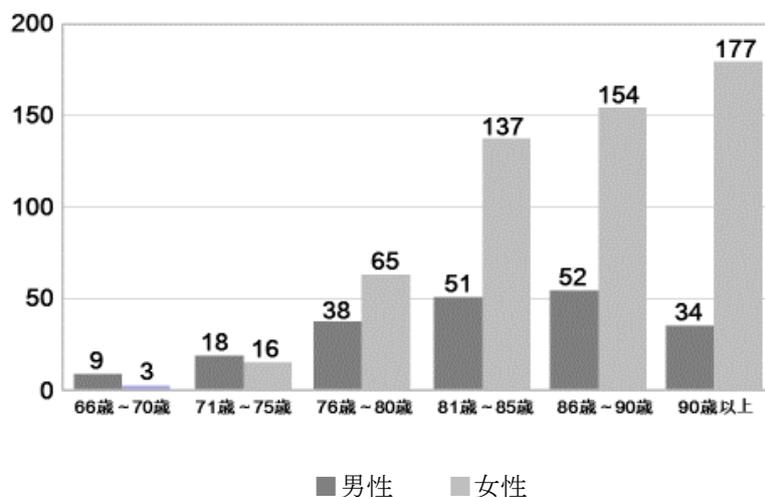
人数としては754名となっており、65歳以上の約12%にあたる。

※Ⅱaの症状例：たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等

当該年齢での症状のある人の割合



年齢別症状のある人



●介護保険状況

第1号被保険者は増加しているが、それ以上に介護認定を受ける人は多く、認定率は増加傾向にあり、認定率は24.0%となっている。

逆にみれば高齢者の4人に3人は認定を受けずに過ごしておられると言える。介護認定を必要とせず、健康の維持や介護予防を進めることが当事者の生活の質の維持や医療費、介護費用の増加を防ぐためにも重要である。

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
第1号被保険者	7,007	6,956	6,936	6,821	6,716	6,749	6,775	
要介護認定者数	要支援1	80	93	145	179	175	142	169
	要支援2	240	255	217	177	218	226	256
	要介護1	192	192	223	249	249	218	237
	要介護2	246	261	211	214	224	282	314
	要介護3	198	204	195	182	179	213	206
	要介護4	176	176	157	166	199	186	239
	要介護5	170	176	176	180	170	162	203
	計	1,302	1,357	1,324	1,347	1,414	1,429	1,624
認定率 (%)	18.6	19.5	19.1	19.7	21.1	21.2	24.0	

出典： 熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者関係資料（各年9月末現在）

65歳以上介護保険料

	第2期 平成15～17年度	第3期 平成18～20年度	第4期 平成21～23年度	第5期 平成24～26年度
山都町	3,823円	4,250円	4,565円	5,500円
熊本県	3,800円	4,412円	4,357円	5,138円
全国	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円

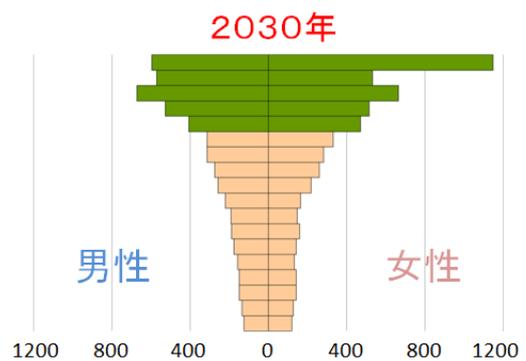
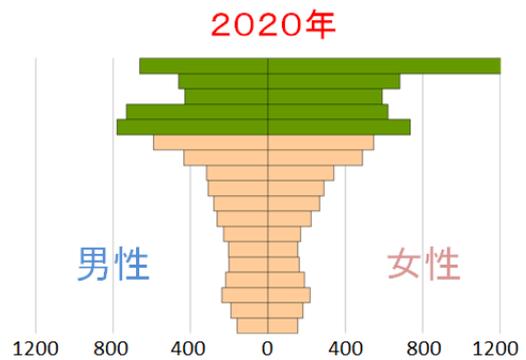
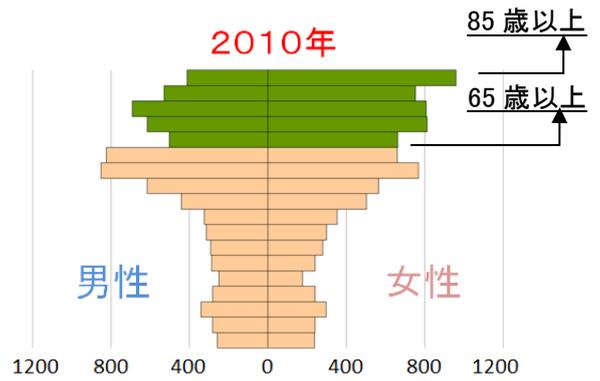
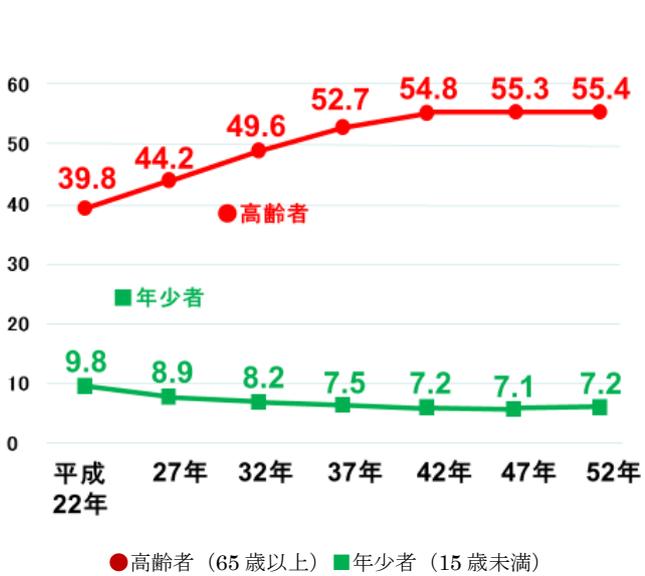
●将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所資料（平成22年国勢調査をもとに推計）

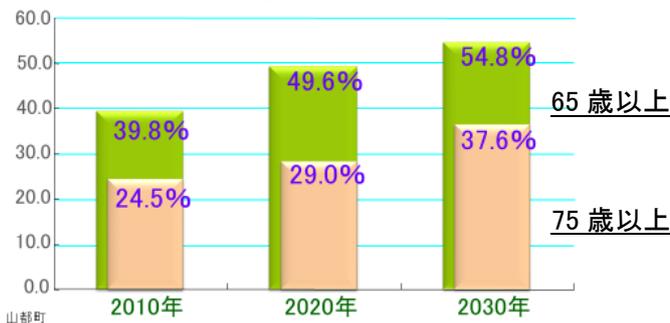
		2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年	2035年 平成47年	2040年 平成52年
総数		16,981	15,406	13,932	12,492	11,134	9,893	8,712
0～14歳	実数	1,658	1,367	1,145	940	801	707	631
	割合(%)	9.8	8.9	8.2	7.5	7.2	7.1	7.2
65歳以上	実数	6,754	6,804	6,905	6,589	6,106	5,469	4,830
	割合(%)	39.8	44.2	49.6	52.7	54.8	55.3	55.4
75歳以上	実数	4,157	4,273	4,035	4,054	4,186	4,004	3,653
	割合(%)	24.5	27.7	29.0	32.5	37.6	40.5	41.9

国の統計機関での将来人口推計によると、少子高齢化が進むなかで、今後、より年齢の高い高齢者の割合が多くなっていく。

このことは、医療費、介護費の増加を抑えながら、高齢者の生活の維持や生きがい、地域での活躍の場等をより一層進める必要性を示している。

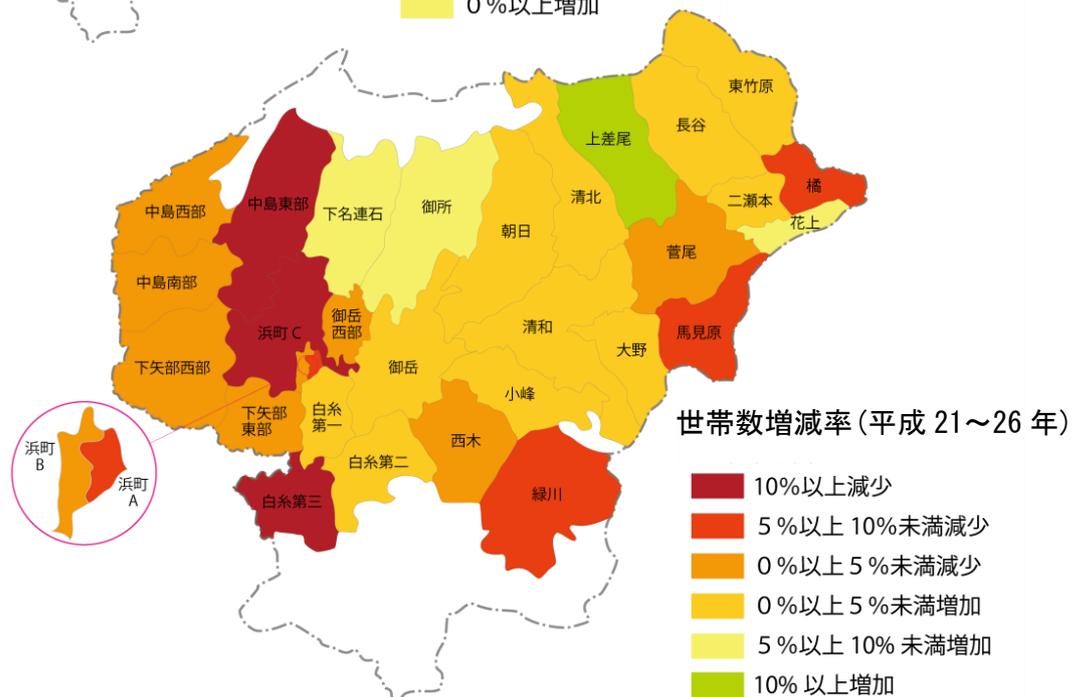
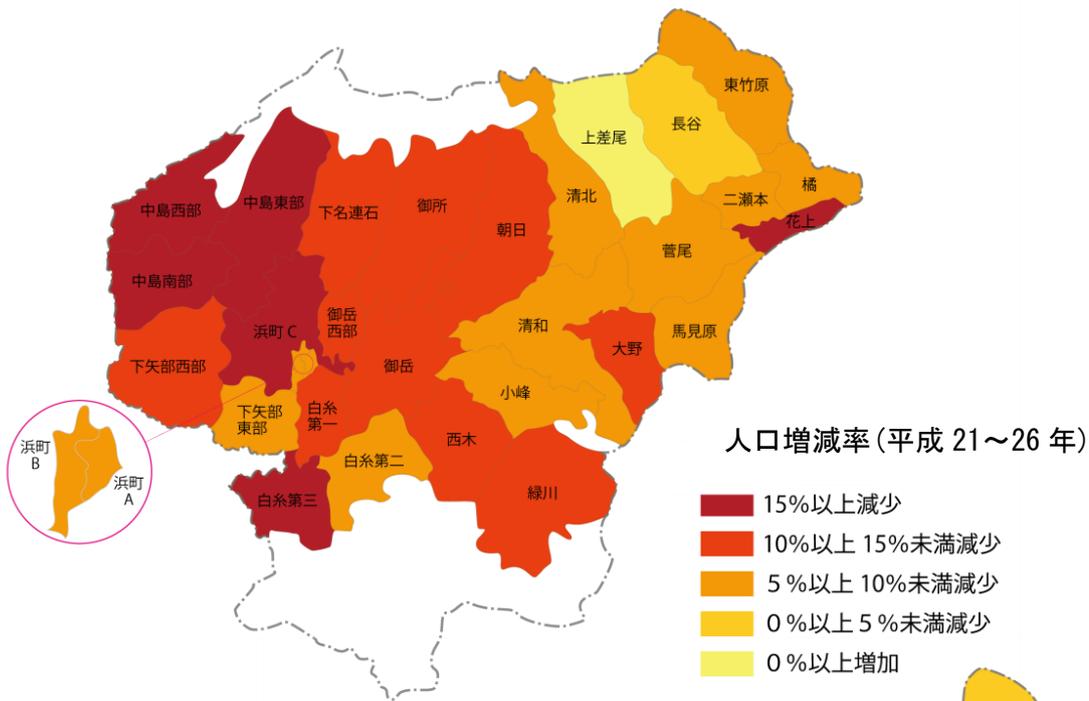
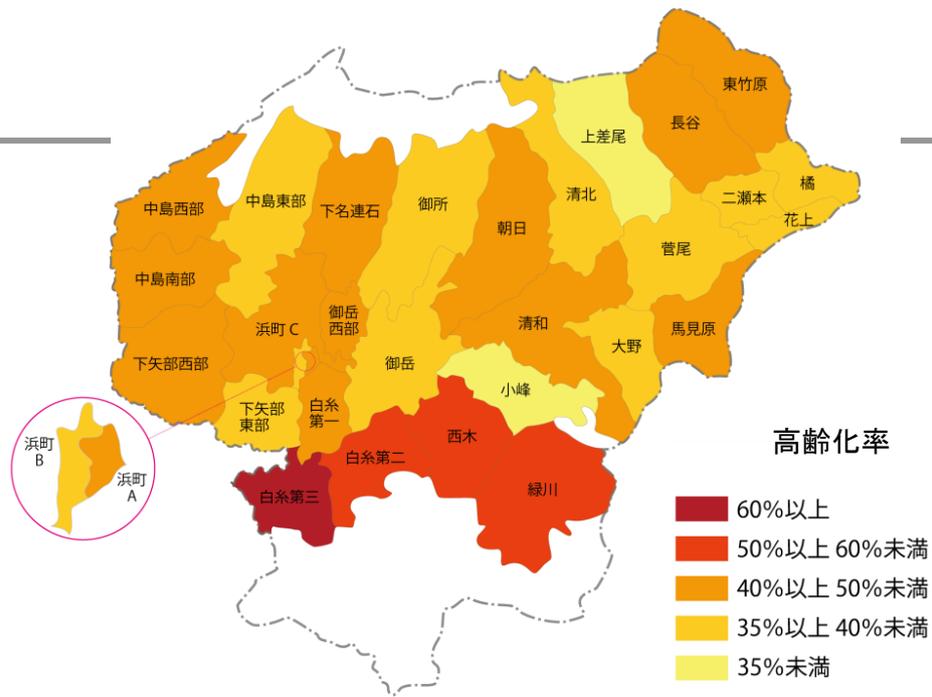


総人口 16981人 0.8倍 13932人 0.7倍 11134人
 65歳以上 6754人 1.0倍 6905人 0.9倍 6106人
 75歳以上 4157人 1.0倍 4035人 1.0倍 4186人



30 地区福祉会の状況（住民基本台帳 毎年4月1日時点）

地区名	地区名	人口			世帯			高齢化率	
		平成 26 年	平成 21 年	増減率	平成 26 年	平成 21 年	増減率	平成 26 年	平成 21 年
矢部	御岳東部	988	1131	▲ 12.6	353	342	3.2	39.5%	34.9%
	御岳西部	550	611	▲ 10.0	223	228	▲ 2.2	40.9%	36.7%
	白糸第一	515	589	▲ 12.6	183	182	0.5	42.1%	36.7%
	白糸第二	209	226	▲ 7.5	93	92	1.1	56.0%	54.0%
	白糸第三	177	210	▲ 15.7	88	99	▲ 11.1	63.8%	61.9%
	下矢部東部	612	674	▲ 9.2	196	201	▲ 2.5	39.5%	33.5%
	下矢部西部	550	624	▲ 11.9	197	202	▲ 2.5	42.5%	40.4%
	中島西部	268	317	▲ 15.5	103	106	▲ 2.8	41.0%	34.4%
	中島東部	1060	1249	▲ 15.1	387	453	▲ 14.6	38.7%	37.8%
	中島南部	361	432	▲ 16.4	133	135	▲ 1.5	42.9%	37.0%
	下名連石	495	572	▲ 13.5	188	179	5.0	40.2%	35.5%
	御所	583	671	▲ 13.1	198	187	5.9	37.2%	35.5%
	浜町 C	1497	1777	▲ 15.8	601	668	▲ 10.0	40.8%	36.6%
	浜町 B	1327	1444	▲ 8.1	618	648	▲ 4.6	36.9%	33.9%
浜町 A	827	899	▲ 8.0	396	419	▲ 5.5	42.4%	39.0%	
清和	清和	844	924	▲ 8.7	332	317	4.7	41.4%	39.5%
	朝日	497	584	▲ 14.9	192	190	1.1	44.5%	38.4%
	清北	496	543	▲ 8.7	169	165	2.4	35.1%	31.7%
	小峰	570	618	▲ 7.8	220	212	3.8	30.2%	29.3%
	西木	213	239	▲ 10.9	92	96	▲ 4.2	52.1%	44.4%
	緑川	118	137	▲ 13.9	57	62	▲ 8.1	59.3%	56.2%
蘇陽	馬見原	955	1052	▲ 9.2	411	447	▲ 8.1	43.7%	39.5%
	大野	423	470	▲ 10.0	198	191	3.7	39.0%	34.7%
	菅尾	721	797	▲ 9.5	274	277	▲ 1.1	37.0%	32.6%
	二瀬本	449	483	▲ 7.0	179	173	3.5	38.5%	33.5%
	花上	136	160	▲ 15.0	54	50	8.0	37.5%	38.8%
	橘	213	234	▲ 9.0	72	79	▲ 8.9	39.4%	38.9%
	東竹原	434	480	▲ 9.6	174	169	3.0	41.0%	39.8%
	長谷	277	286	▲ 3.1	104	101	3.0	43.0%	42.7%
	上差尾	306	304	0.7	109	95	14.7	32.4%	37.8%



●高齢化率 50%超の行政区

津留	87.5%
沢津	78.9%
目丸甲	78.1%
川の口	74.1%
上菅上	72.7%
上菅下	69.2%
小星	64.3%
湯鶴葉	63.6%
菅囲	62.5%
米内蔵	60.0%
島木三区	59.2%
入佐住宅	58.6%
下市第二	57.4%
滝下・栗林	57.1%
下鶴	56.8%
小原	56.4%
梅木	56.4%
木原谷	55.2%
滝上2	54.7%
十田里	54.5%
旅草	54.5%
市原	53.6%
目丸乙	53.5%
名ヶ	53.5%
下坪	52.9%
栗藤	52.2%
北川内	52.0%
原尻・原尾野	51.6%
舞岳	51.5%
市の原	50.0%
鎌野	50.0%
梅の木鶴	50.0%

●地区別福祉委員状況

	福祉委員	世帯数	世帯/人
御岳東部	12	353	29
御岳西部	4	223	56
白糸第一	11	183	17
白糸第二	4	93	23
白糸第三	6	88	15
下矢部東部	9	196	22
下矢部西部	6	197	33
中島西部	3	103	34
中島東部	8	387	48
中島南部	6	133	22
下名連石	6	188	31
御所	5	198	40
浜町 A	8	396	50
浜町 B	9	618	69
浜町 C	19	601	32
矢部全体	116	3957	34
清和	36	332	9
朝日	19	192	10
清北	18	169	9
小峰	25	220	9
西木	22	92	4
緑川	15	57	4
清和全体	135	1062	8
馬見原	25	428	17
大野	7	181	26
菅尾	12	223	19
二瀬本	8	178	22
花上	3	54	18
橘	4	72	18
東竹原	4	174	44
長谷	5	100	20
上差尾	3	109	36
蘇陽全体	71	1519	21

【用語解説】

《か行》

◆介護保険法

介護を必要とする高齢者が急増し、家族だけで介護を行うことが困難な状況において介護する家族の負担を軽減し、社会全体で支える新しい仕組みとしての介護保険制度について定めた法律。

◆高齢化率

全人口に占める65歳以上の人の割合。

◆子育て支援センター

地域の子育て支援を進めるため、保護者の支援や地域支援の推進等を担う役割を持つ。市町村から保育所・社会福祉協議会等への委託事業として行われている。

《さ行》

◆災害時避難行動要支援者

災害から自らを守るため避難するなどの一連の行動にハンディ（困難さ）を負う人。具体的には、傷病者、身体・知的障がい者、高齢者、乳幼児、妊婦、また日本語を十分に理解できない外国人など一人での行動が困難な人々が該当する。

◆災害ボランティアセンター

被災地に臨時で設置される民間のボランティアセンター。

被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受入れ等を行う。基本的には当該市町村の社会福祉協議会が設置し運営にあたる。

◆サロン

自治会や小地域ごとに高齢者や障がい者が気軽に集まれるように、近隣住民のボランティアで開催している交流会である。参加者が歩いて行けるように公民館や集会所などで実施されている。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉活動への住民参加の支援等を行う。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」の2つの側面を合わせもっている。

◆社会福祉法

社会福祉を進めるための基本的な法律。地域福祉の推進等を定めている。

◆社会福祉法人

社会福祉事業の純粋性と公共性を確立するために、特別に設けられた公益法人。

◆小地域

小学校区や行政区などの「住民の顔が見える日常生活圏」を指す。

◆小地域ネットワーク活動

小地域を単位として要援護者一人ひとりを対象とした見守り活動・援助活動を行うものである。

◆小地域福祉活動

身近な地域で誰もが安心して生きがいを持って安全に生活を送ることができる地域づくりを目指して、住民参加で進められる地域住民主体の福祉活動である。

《た行》

◆地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするものである。

◆地域の縁がわ

「いつでも、誰でも」をスローガンとし、地域での住民交流の場を指すもの。熊本県が「縁がわづくり事業」として、一定の条件を満たすものに助成や認定を行っている。福祉施設の一般への開放や公民館での交流活動などがあげられる。

◆地域包括ケア

健康づくり、医療、在宅ケア、リハビリ等を、関係者が連携して一体的、体系的に提供すること。

《な行》

◆認知症サポーター

認知症についての基本的な理解促進のための講座を受講した人。受講の証としてオレンジリングが渡される。

《は行》

◆ファミリーサポートセンター

育児の手助けをしたい人（協力会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）からなる地域住民の会員組織による、地域における子育て支援活動。

◆福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦など支援の必要な人達（災害時避難行動要支援者）に配慮した市町村指定の災害時避難所。

◆ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアが必要な人」とをつなぐ中間支援組織である。活動場所の提供や各種講座・講演会による啓発活動、情報紙等による情報提供などを行っている。

《ま行》

◆民生委員・児童委員

地域住民の生活把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、児童の遊び場確保のための活動など、地域の福祉を高めるための様々な自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をしている民間の奉仕者（市町村からの推薦により厚生労働大臣が委嘱）。

《や行》

◆要介護認定者

介護保険制度の要介護認定において、介護の必要性があると認められた人。要支援1・2、要介護1～5の認定区分がある。

《わ行》

◆ワークショップ

多様な価値感や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を出しやすく形式ばらないよう工夫された会議の手法。

講義などのような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題解決のための方策の提案などを行う。

山都町地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿

	関係機関	職 名	氏名（敬称略）
1	地区福祉会	福祉会長代表	下田 省三
2			大浜 静昭
3			井手 芳蔵
4	民生委員・児童委員協議会	矢部支部長	山本 兼治
5		主任児童委員	片山 たまみ
6		蘇陽支部長	後藤 美千代
7	区長会	連絡協議会会長	平野 慶治
8	ボランティア連絡協議会	副会長	佐野 勝義
9	老人クラブ連合会	事務局長	中村 一義
10	婦人会	会長	緒方 恵美子
11	障がい者団体	代表	緒方 省吾
12	子育て支援センター利用者	代表	小坂 和子
13	町（健康福祉課）	健康福祉課長	門川 次子
14	町（教育委員会）	生涯学習課長	藤川 多美
15	上益城地域振興局	福祉課長	松田 京也
16	熊本県社会福祉協議会	県民福祉課長	角田 信也

第2期 山都町地域福祉活動計画

平成27年3月

策定 山都町社会福祉協議会
協力 ひとちいき計画ネットワーク
